

特254  
60

科 研 究 第 四 卷

第 六 十 四 帝 國 議 會

重 要 諸 法 律 解 說

愛 知 縣 商 業 學 校



0006167-000

特 2 5 4 - 6 0

第 六 十 四 帝 國 議 會 重 要 諸 法 律 解 說

愛 知 縣 商 業 學 校

昭 和 8

ABE



特254  
60



帝國議會

諸法律  
解說





重要諸書

第六十四卷 國語學會



### 總目次

- 一、日本製鐵株式會社法概要……………坂村明……………一頁
- 二、外國爲替管理法……………松浦靜……………二五頁
- 三、日本農村窮乏問題ヲ論ズ……………神野嘉直……………四三頁



日本製鐵株式會社法概要

坂村明

目次

一、日本製鐵株式會社法概要	.....	1
二、本國發行者法	.....	2
三、日本製鐵株式會社法概要	.....	3



## 日本製鐵株式會社法概要

### 一

そもそも製鐵合同問題は大正十年に於ける臨時財政經濟調查會の答申にその端を發し、大正十二年の製鐵鋼調査會、昭和二年の商工審議會、昭和五年の臨時產業審議會等の議を経て今日に至つたものであつて、茲十年來の懸案とも云ふべく、政府當局としても又關係各會社としても相當考究を重ねた問題と云はねばならぬ。

昭和五年十一月、商工省臨時產業合理局顧問會議で決定した製鐵統制答申案によれば、  
イ) 八幡製鐵所並に銑鐵又は普通鋼材の製造を主たる目的とする製鐵會社を合同して一個の製鐵會社を設ける事

ロ) 合同に参加する會社は各々その資産を提供して出資に代へその評價額に相當する新會社の株式交付を受け、八幡製鐵所の現物出資に對する株式は政府持株とする事

ハ) 前項の評価を行ふに當つては豫め嚴正なる標準を設け適當なる評價委員會の議を経て之を決定する事  
ニ) 關稅定率法の改正

ホ) 新會社への資産供給

ヘ) 新會社を民營として政府が之に對し適當の監督權を行使する事  
以上の六項を基本條件として決議してゐる。

當時濱口内閣の俵商相は鐵鋼の自給自足と云ふ點に基調を置いて上述の答申案を具体化せんと企劃したが此の合同事業を大成せんが爲には、當時の推算によれば、一億圓前後の巨額の資金を必要とし、その資金調達について政府は之が保證を引受けなければならなくなつて遂にその實現を見るに至らなかつた。



然るに本年三月、第六十四帝國議會開催せらるゝや、昭和五年當時臨時産業合理局顧問として最も合同問題に熱心であつた中島現商相は大体に於て前述の合理局答申案に立脚せる日本製鐵株式會社法案を再び議會に提出した。そして貴衆兩院に於ては夫々賛否兩論の對立を見たが賛成論遙に優勢を保ち、三月十五日衆議院を通過次で三月二十六日貴族院に於て可決、茲にその成立を見るに至つたのである。

今貴衆兩院に於ける主務大臣中島商相の同法提案理由を略述すれば左の如くである。

「我國に於ける製鐵事業は歐洲大戰を一轉期として政府の保護助長政策と當業者の苦心經營と相俟つて急速なる發展を遂げ漸次自給自足の域に近づいたのであるが斯業經營の内容に就いて之を觀察するにその基礎は未だ充分鞏固なりとは云ひ得ない。歐洲大戰中の好況時代を除いては大体に於て不況に次ぐ不況に終始し只最近爲替相場との關係と鐵鋼需給の増進により稍々好調を呈してはゐるが斯業の將來は必ずしも樂觀を許さざるものがある。今後諸物價の騰貴に伴ひ生産費の騰貴する場合に於ては、再び外國品の壓迫を受ける虞があるのみならず現状のまゝに推移するならば將來益々増加する需要に對して低廉にして豊富なる鐵鋼の供給をなす事が極めて困難となるのである。我國の製鐵事業が斯くの如くその基礎未だ充分鞏固ならざる所以を考へるに、我民間製鐵事業の多くは歐洲大戰當時の新設又は擴張に係るものであつてその設備の改善資本の整理が概ね不充分なのである。而も其の後引續く不況に累せられてその自力を以て事業の合理化を圖る余裕がないのである。又製鐵所も官營なるが爲にその經營上種々の拘束を受け、事業の進展上遺憾の点が無いでもなく是は本邦製鐵事業全体としての統一的發展を期する上に於て多大なる障礙となつたのである。即ち一方に於ては資本の二重投下設備の過不足等の不利益を來したと同時に、他方に於ては小企業の方立による所の生産費割高等の爲に常に外國品の脅威を受けたと云ふやうな事情である。

斯の如き我國製鐵事業の現状に鑑み、從來各種の振興方策が唱へられたのであるが、斯業の根本的確立を圖るべき實質的對策としては、大規模の且つ系統的な作業を殊更有利とする製鐵事業本來の性質に鑑み、官

營製鐵事業及び民間主要製鐵事業を基礎とする合同會社の實現を圖つて、政府の特別なる監督の下に於て其の充分なる統制力と堅實なる資力とにより、斯業の徹底的合理化を圖り、生産費の低減と、設備の改良擴張を促進して、以て我國製鐵事業の基礎を鞏固ならしむるの爲、最も適當な方法と信するのである。殊に鐵鋼は各種重要産業の基礎的材料たる關係上、其の低廉にして豊富なる供給を確保することは、國家産業經濟の發達を期する上に於ても亦極めて重要なことであつて、昨年六月第六十二議會に於て、貴衆兩院から製鐵事業の徹底的整理及合理化を圖り、以て生産費の低減を期すべき旨の決議があつたのも、畢竟此趣旨に依るものと考へるのであるが、此目的を達成して諸般の要求を充すべき根本の方策としては、茲に提案したる日本製鐵株式會社設立を以て最も適當なる方策と信するのである。以上の如き趣旨を以て官民製鐵事業を基礎とする日本製鐵株式會社を設立せしめて斯業の根本的確立を圖るが爲に、本法律案を提出した次第である」云々。(三月一日、衆議院議事速記録、三月十六日、貴族院議事速記録)

二

新會社は日本製鐵株式會社と稱し、他の會社は之と同様の又は類似の名稱を以てその商號とすることを得ない(同法第二十一條)。普通の會社に於ては商號は登記を行ふことによつてその占有權を取得するものであるが本會社は半官半民といふ性質上特別の法律によりその權利を確保してゐるのである。

日本製鐵株式會社設立の目的は前項に略述した通りであるが、同會社の事業は鐵鋼の製造及び販賣に關する事業並びにそれに附帶する業務を營むことを目的とするものである。但し後者の業務に就ては主務大臣の認可を要するものとされてゐる(第二條)。同會社は又政府其の他の製鐵事業者の製鐵事業を基礎として設立せられ以て本邦に於ける製鐵事業の確立を圖らんとするものである(第一條)。而してその設立手續に就ては本法附則として細目が規定されてゐる。

三



同會社の株式は記名式とし、原則として日本人及び日本人たる法人に限り所有することを得る。詳言すれば、政府、公共団体、帝國臣民又は帝國法令に依つて設立された法人にして其の議決權の過半数が外國人若しくは外國法人に屬せざるものに限ることとなつてゐる(第三條)。

又同會社設立に當つては官民共に合同出資とする。即ち政府官營の八幡製鐵所と他の民營の製鐵會社數社を合同して適當の監督を加へ滿鐵會社に類似した半官半民の一大製鐵會社を創設せんとするものである。

商工省に於ては三月二十八日商相官邸に關係首腦部會議を開催、協議の結果左の十一社に對し代表者を招集の上商相より正式に合同參加を勸奨することとした。

輪西製鐵、釜石鑛山、東洋製鐵、九州製鋼、三菱製鐵、日本鋼管、富士製鋼、淺野造船、大阪製鐵、淺野小倉製鋼、東海鋼業。

合同會社に對する出資は官民とも原則として現物出資に依ることとなつてゐる。即ち八幡製鐵所は現在の製鐵所特別會計に屬する固定財産及び其他の財産を以て出資の目的とすることを得(第四條)、その額は株式として政府が保有するものとする。又合同參加會社も現在の諸設備固定財産を以て出資に充てる。此際現物の評價並びに株式の割當額に就ては製鐵事業評價委員會の決議を要するものとされてゐる(第二十七條)。

本法の目的とする効果は一にこの評價の公正に行はれるや否やに關するので、偶々民間其他の方面に於て本法が結局ボロ會社の所有財産を高價に評價し以て成績優良なる八幡製鐵所との合同により、救済を計らんとするものに非ざるやの危懼を抱かれてゐたので、貴衆兩院に於てもこの點に關して討議が盛に行はれたのである。

八幡製鐵所及び參加各會社の現物出資の目的たる財産の評價の根本方針としては、これを複製價格及び稼ご高價值を共に參酌することとなつてゐる。茲に複製價格評價法とは、生産設備の處分價值即ち各會社生産設備の再建設費を基準とする評價方法であり、稼ご高價值評價法とは財産の利用價值即ち各會社の収益を資

本に還元する評價方法である。

四

製鐵事業は國家の基本事業であり且又國防上重要であることを考慮して新合同會社に對し、政府に相當廣汎なる範圍に於て監督權を留保してゐる(第六條)。その方法として

(イ)政府は日本製鐵株式會社の株式總數の二分の一を超ゆる數の株式を所有することを要す(第五條)。

(ロ)主務大臣は日本製鐵株式會社の業務に關し監督上、軍事上其他公益上必要なる命令を爲すことを得(第八條、第九條)。

(ハ)その監督の徹底化と常時同會社の管理の必要上政府は日本製鐵株式會社監督官を置き以て同會社の業務を監視せしめる。同管理官は何時にても同會社の金庫帳簿及び諸般の文書物件を検査することを得る。又必要と認むるときは何時にても同會社に命じて營業上諸般の計算及び狀況を報告せしむることを得、又株主總會其他諸般の會議に出席して意見を陳述することを得るものと定められてゐる(第七條)。

取締役及び監査役の選任及び解任、定款の變更、利益金の處分、社債の募集合併並に解散の決議は主務大臣の認可を要し、又會社がその資本を増加する場合に於て現物出資の目的たる財産の種類、價格、出資者及び之に對して與ふる株式の數に對する決議に就ても同様主務大臣の認可を要することとなつてゐる(第十條)製鐵事業を譲受ける場合も同様である(第十一條)。

製鐵事業評價審査委員會の組織及び權限は勅令を以て定められ(第十三條)、その主たる職權は次の如くである(第十二條)。

- (イ)會社資本増加の場合現物出資の目的たる財産の價格評價及びそれに對して與ふる株式數の決議
  - (ロ)會社合併の決議又は製鐵事業の譲受の認可をなさんとする場合に於ける合併比率又は讓受價格の決議
- 尙其外に日本製鐵株式會社に對する監督上主務大臣の認可事項として定められたるものは左の如くである



- (イ) 同會社がその所有する重要財産を讓渡し又は擔保に供すること(第十四條)
- (ロ) その事業の全部又は一部を廢止又は休止すること(第十五條)
- (ハ) 本法により主務大臣の認可を受けたる事項の變更(第十九條)
- 又同會社に對する監督上主務大臣の命令及び取消事項として定められたるものは左の如くである。
- (イ) 政府特別會計に屬する八幡製鐵所の官營を廢しその設備財産を以て出資の目的とする場合、政府は日本製鐵株式會社に對し政府の製鐵事業に従事する者の引繼に關し、その者の解職手當その他に付き必要なる事項を命じ、又は昭和四年法律第二十八號及昭和五年法律第三號に依る政府の債務の辨濟に要する經費の支辨に關し必要なる負擔を命じ得ること(第十六條)
- (ロ) 同會社の決議が法令若しくは定款に違反し又は公益を害すと認めたるときはその決議の取消(第二十條)
- (ハ) 同會社の取締役又は監査役の行爲が法令若しくは定款に違反し又は公益を害すと認めたる時之を解任、主務大臣の命令に違反したる時亦同じ(第二十條)。

五

八幡製鐵所の官營を廢し之を日本製鐵株式會社に合同せしむるに就て之に伴ふ前後措置の要綱として商工省當局の發表せる方針大綱は次の如くである。

- (イ) 原料關係の借款(漢治洋其他)は一般會計に引繼ぐこと
- (ロ) 右の原料關係の借款は新會社に法律上の支拂義務はないが元利に相當する金額をある年限内に政府に納付すること
- (ハ) 大藏省より借入の製鐵所運輸費金六、五〇〇萬圓の處分は内一、五〇〇萬圓は製鐵所益金で償還し、殘額五、〇〇〇萬圓は新會社が大藏省預金部より一時借入の形式とする
- (ニ) 大藏省預金部は右五、〇〇〇萬圓を一ヶ年償還の短期資金融通の形式で日本製鐵株式會社に貸付ける(二)

月二十二日商工省發表)。

六

製鐵所の職員職工等従業員に對する對遇、副利施設及び雇傭條件は現在と同一にし決して低下せしめないこととなつてゐる(二月二十二日商工省發表)。即ち

- (イ) 全従業員は日本製鐵株式會社に全部引繼ぐ様政府に於て命令する
- (ロ) 勤続年限の点に於ても實質的に變ることがない
- (ハ) 労働時間その他の労働條件及び賞與等に就ても從來と同様の取扱ひをなす様監督官廳から命令する
- (ニ) 職夫に就ても現在と變らざる様命令する
- (ホ) 共済組合も現在の儘移行する、購買部も同組合に所屬せしめ現在通りとし、縮小しない。病院も同様である。

(ヘ) 職員の勤続年數にも變りがない。但し身分の變更は止むを得ない。併し乍ら恩給其他給與の点に於ては出來得る限り實質的に變らぬ様な仕組にする(二月二十二日、中島商相の製鐵所従業員代表に手交せる聲明書)。

本問題は直接當事者たる製鐵所従業員間に於てはその死活問題であつて、一時はその生活權擁護の爲に同盟罷業を以て既得權を確保せんとの機運も窺はれたのであるが、製鐵所熔鑪の火を落すとそれが恢復には殆んど一年を要すると云はれる程で、現下の國家非常時に際し重大なる危機を齎らし、延いてはその結果如何なる事態を惹起するやも計り知れずとの愛國的心情の發露により、辛うじて穩健、消極的な了解運動の程度に止めることとなつたのである。貴衆兩院に於ける討議中本項の製鐵所従業員對策問題は最も重要視され盛に質疑應答が重ねられたのであるが、議員の質問に對し中島商相は右に擧げたるが如き聲明書と内容を殆んど等しくせる答辨を與へてゐる。



七  
日本製鐵株式會社は政府の命令による所の諸種の負擔金を支拂ふ場合、政府の所有する株式に對する配當に充つべき利益金より、控除することを得る(第十七條)。又日本製鐵株式會社がその設立の日より五年以内に諸種の事項に付き登記を受くる場合にその登録税に就ては普通の株式會社よりも有利なる恩典を與へられてゐる(第十八條)。

八  
主務大臣が日本製鐵株式會社に對しその業務監督上及び軍事上其他公益上必要なる命令をなしたる場合、八幡製鐵所廢止に就て、従業員解職手當に關する命令を發したる場合等に於て、同會社の取締役又は監査役がその命令に違反したる時は百圓以上千圓以下の科料に處せられる(第二十二條)。又日本製鐵株式會社に非ざるものが之と同一の若くは類似の商號を使用せる場合は十圓以上百圓以下の科料に處せられる(第二十三條)。尙上述の科料に關する裁判上の手續に就ては非訟事件手續法第二〇六條乃至第二〇八條の規定を準用することゝなつてゐる(第二十四條)。

九  
日本製鐵株式會社法に關聯して製鐵業獎勵法中一部の改正が行はれた。製鐵業獎勵法に於ては、從來一定規模以上の銑鋼一貫作業を行ふ事業者に對して銑鐵獎勵金を交付して、其の事業の保護助長と合理化の促進を圖つて來たのであるが、此度新に日本製鐵株式會社が設立せられることになるに、斯業の徹底的合理化に依り相當生産費の低減を期することが出來、本獎勵金交付制度存続の必要が無くなるので新會社設立と同時に之を廢止することゝなつたのである。又同法に於ては民間事業繼承の場合、其の繼承者は前事業者の有所の營業收益税及所得税免除の特典を繼承するものと定められてゐるが、日本製鐵株式會社法に依り官營製鐵事業が民營となる場合に於ても亦同様に取扱はれることゝなつたのである。

一〇  
以上に依り此度第六十四帝國議會に於て可決制定された所の日本製鐵株式會社法の概要を紹介したのであるが、本稿には本冊子の性質上、茲に私見を述べる自由を與へられてゐない。従つて一個の論文としては大した價值なきことは勿論であるが、中等程度の生徒諸子に對して出來得る限り平易に法律の解説に力めた積りである。

製鐵合同問題に關聯しては所謂一部の統制經濟と、全部的統制經濟の問題が織り込まれ、現代經濟組織の漸進的或は過渡的變移の客觀的情勢が暗示され居るものゝ如くであり、その過程の中に又幾多の重要な問題が現在又は將來に於て把握さるべきものとしてわれわれの視角の中に隱見しつゝある。此等の諸問題に關しては、他日適當の機會を得て、充分に分折検討し私見を述べ得ることあらば幸甚の至りである。

### 〔附 錄〕 日本製鐵株式會社法

- 第一條 日本製鐵株式會社ハ本邦ニ於ケル製鐵事業ノ確立ヲ圖ル爲政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ製鐵事業ヲ基礎トシテ之ヲ設立スルモノトス
- 第二條 日本製鐵株式會社ハ鐵鋼ノ製造及販賣ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス
- 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附滯スル業務ヲ營ムコトヲ得
- 第三條 日本製鐵株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得
- 第四條 政府ハ製鐵所特別會計ニ屬スル固定財産其ノ他ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得
- 第五條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ株式總數ノ二分ノ一ヲ超ユル數ノ株式ヲ所有スルコトヲ要ス
- 第六條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監督ス



第七條 政府ハ日本製鐵株式會社監理官ヲ置キ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監視セシム

日本製鐵株式會社監理官ハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ニ命ジテ營業上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ日本製鐵株式會社ノ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ軍事上其ノ他公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 取締役及監査役ノ選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ

主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ商法第二百二十二條ノ二ノ決議ニ付亦同ジ

第十一條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ製鐵事業ヲ讓受クルコトヲ得ズ

前項ノ製鐵事業ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 主務大臣商法第二百二十二條ノ二ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキハ出資ノ目的タル金銀以外ノ

財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス合併ノ決議

又ハ製鐵事業ノ讓受ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於ケル合併比率又ハ讓受價格ニ付亦同ジ

第十三條 製鐵事業評價審査委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ所有スル重要財産ヲ讓渡シ又ハ擔

保ニ供スルコトヲ得ズ  
前項ノ重要財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 日本製鐵株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スルコトヲ得ズ

第十六條 政府ガ第四條ノ規定ニ依リ出資ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本製鐵株式會社ニ對シ政府ノ製鐵事業ニ從事スル者ノ引繼ニ關シ其ノ者ノ解職ノ場合ニ於ケル手當其ノ他ニ付必要ナル事項ヲ命ジ又ハ昭和四年法律第二十八號及昭和五年法律第三號ニ依ル政府ノ債務ノ辨濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 日本製鐵株式會社ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令又ハ前條ノ規定ニ依リ解職ノ場合ニ於ケル手當ニ付主務大臣ノ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ニシテ勅令ニ定ムルモノニ相當スル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ所有スル株式ニ對スル配當ニ充ツベキ利益金ヨリ控除スルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ同條ニ規定スル政府ノ債務ノ辨濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命ゼラレタル場合ニ於ケル其ノ負擔額ニ相當スル金額ニ付亦同ジ

第十八條 日本製鐵株式會社其ノ設立ノ日ヨリ五年以内ニ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登録稅法ノ規定ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 設立、資本ノ増加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂込

拂込株金額、増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分ノ一

二 設立、資本ノ増加又ハ製鐵事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得

不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズヘキモノハ日本製鐵株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ



第十九條 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ  
第二十條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ決議法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ監査役ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得取締役又ハ監査役主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ亦同ジ  
第二十一條 日本製鐵株式會社ニ非ザルモノハ日本製鐵株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第八條、第九條又ハ第十六條ノ規定ニ依リテ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ  
二 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ  
第二十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス  
第二十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本製鐵株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ出資ノ目的タル金銭以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス  
第二十八條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金銭以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シ

テ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヨリ募集スベシ  
第二十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商條第百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第三十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ  
第三十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

第三十二條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本製鐵株式會社ノ取締役ニ引渡スベシ

製鐵業獎勵法中改正法律

製鐵業獎勵法中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

國ガ前項ノ前事業者ナル場合ニ於テ其ノ事業ガ第二條乃至第四條ノ製鐵事業ニ相當スルモノナルトキハ之ヲ本法ニ依リ營業稅、營業收益稅及所得稅ノ免除ヲ受クル製鐵事業ト看做ス

第八條 削除

第十條第一項中「前二條」ヲ「前條」ニ、同條第三項中「前二項」ヲ「前項」ニ改メ同條第二項ヲ削ル  
附則第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
第六條第二項ノ規定ハ國ノ製鐵事業ガ前項ノ製鐵事業ニ相當スルモノナル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業者ガ本法施行前ニ製造



シタル銃鐵ノ獎勵金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル  
本法施行前第八條ノ規定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ第十條ノ規定ヲ適用ス

# 外國爲替管理法

松 浦 靜



## 外國爲替管理法

序

今日の我々の經濟生活は一方に於て國家の下に國民全体が一体となつて營んで居ります。即ち國民經濟生活と呼ばれるものであります。人間生活が向上發達してゆくに連れ自分一人の有限な力とその僅かな生活資料を以つては複雑無限な吾々の欲望を充してゆくことが出来ません。そこに經濟社會の發生と發達がある譯です。これがつひに近世の國家組織と結び付いて上記の國民經濟生活が確立しました。更に今日の發達した國民經濟は單なる國家的孤立を意味するものではありません。國際的流通の下に各國家が相互に物資の有無を相通じてゐるのであります。その關係は實に密接なものでありまして例えば信州の山中に出る蕨が歐州の果てにて消費せられる又獨乙にて生産せられる化學品が吾々の日常の用に供せられるといふ如くであります。此處に各國間の支拂を決済する爲替相場が非常に重要な地位を占むるやうになつて來ました。若しこの土台をなす爲替が不安定なものであるとしたらば、國際貿易上受くる直接間接の被害は甚大なるものがあります。即ち國民生活の内部に於きましても非常な打撃を受けるのであります。我が國の爲替は特にその弊が甚だしい。特に爲替の高低を利用して投機を行ふ不徳漢が澤山ありました。これが爲め一層その變動が激しくなりました。爲替投機者とは自己一個の利益の爲めに國民全体の生活を毒する者と云はなければなりません。そこで我國政府は法の力を發動して國家的立物からこれを取締るに至りました。これが外國爲替管理法の根本主旨であります。



## (一) 金本位と爲替相場

一昨年未我國は金輸出再禁止をして事實上金本位を停止しました。それ以來我爲替相場は釣瓶落しに低落して來ました。凡そ金本位制を維持しその機能を發揮して居る限り一國の爲替相場は「金」によつて自然に安定します。例を對米爲替にとつて見るなば弗に對する需要が増加したとすると需要供給の法則により弗貨は騰貴して來ます。他の條件が一定してゐる場合には我對米爲替は我百圓に對して四九弗八四仙九に相當しますが以上のやうな關係が生じますと相場は段々下つて來て我國に不利になつて來ます。併しこれも正貨現送点以下に下らないことになつて居ります。若しこの二つの点を破つてそれ以下に下落すると輸入業者は何も爲替手形を買取る必要がなくなり正貨即ち金を直接現送した方が有利であります。従つてこの正貨現送点といふのは正貨を現送するに要する諸費用差引きたる限界点を指すものであります。我對米爲替に於ては金貨百圓につき約七十錢即ち米貨約五十弗について約三十五仙になつて居ります。従つて平價四九弗八四仙九に對して現送点は約四十九弗五十仙になる譯であります。このことは反對の場合に於いても同様でありまして輸出業者が外國商人より代金を取立てる場合銀行で手形を買つて取立つる代りに外國の商人をして正貨を現送せしめる方が有利となり、この点を輸入現送点と申します。これらのことは己に商事要項其他の學科に於いて充分御承知のことと思ひます。かくして我對米爲替は金の自動的作用によつてこの正貨現送点以内に其變動が縮小されるのです、これが金本位制度の最も重要な意義で世界各國が金本位制を採用したのもこれが爲めであります。即ち金によつて世界各國の貨幣の國外價值は共通の水準におかれて居る譯であります。この事は更に一步を進めると各國の對内物價がこれによつて安定するといふことが出來て來ます。即ち通常國內貨幣發行は金在高を土台として一定の割合を以つて行はれます。金が多量流入すれば通貨は膨張しインフレーションの現象を生じその反對の場合は通貨が收縮して來ます。従つてまた國內物價の安定といふ

立場からも金本位は極めて重要であることが解ります。若しこの金本位制が停止され金を自由に移出して爲替相場を調節するといふ機能が失はれたらばどうなるか、其結果直接爲替相場の安定が破られ中心を失ひ不斷に變動を起して來ます。即ち二國間の貨幣を交換する割合を表はす客觀的自然的標準が失はれこれに代つて經濟的實勢或は一國の信用といふやうな漠然としたものによるの外なくなり、己に金本位を停止するといふ場合は何か非常な理由がなければなりません、貿易干係の悪化國內財政或は戰爭の勃發等種々の原因があるでせうがこのやうな非常事件によつて一國の經濟は不安におそはれ金本位を停止し不換紙幣國になつたといふことでも其國の貨幣の信用は失墜し従つて爲替相場も下落せざるを得ません。金本位制の下にあつては今申したやうに爲替變動の幅は非常に少ないのですがその變動は貿易關係を主として其他國際收支即ち通例國際貸借關係といふものによつて左右せられるのであります。我國の爲替は一時二十弗迄にも大暴落しました。これは我國は近來滿州上海事變の勃發以來國際聯盟退等次々に起つて來る、非常事件の爲め我國の政治上の將來に危懼を抱く者がありました。これを利用して利得をせんとする如き者が現はれ所謂思惑取引によつて我國の圓が頻りに賣りたゞかれのであります。その結果我對米爲替は右の如くに平價の約々迄下落して我國爲替下落のレコードを作つたのであります。これは決して我國の國際貸借關係によつて起つた現象ではなくして右のやうな思惑によつてなされたもので我國經濟の實勢を反映したものでありません。最近帝國の威信が國際聯盟退後と雖依然とし搖ぎを見せない、而も國民の經濟生活もあらゆる方面に於いて穩忍自重を示してゐることが國外に廣く知れ亘り、又こゝに述べんとする爲替管理或は資本逃ひ防止法等の非常時立法により且つ前に申した米國の金本位停止といふ好條件も伴つて段我が爲替は回復しつゝある現狀であります、各種の手段によつて爲替の變動或は下落より生ずる損失を免れやうとすることは個人の立場上眞に尤もなことであり、併し翻つて社會全般といふ立物から考へますと亡國的な國家を無視した行爲と云はなければなりません。況してこれに乗じて利得をせんとするに於いては不埒千萬と申さねばなりません



この變動によつて利益を占めんとする行爲は海外に於いても激しく行はれました。殊に上海大連はこの種思惑取引の策源地であると言はれ、何故以上のやうな行爲は國民生活一般といふ立場から排斥せなければならぬかと言ふと、これが爲め爲替が絶えず動搖して来る。そうでなくとも金輸禁止の下に於ける爲替は前に述べたやうに非常に變動し易いものであるがこの變動を更に加重する事になり其結果直接の影響は輸入貿易そのものが投機的性質を帯びて来る。貿易國間の貨幣交換の割合が絶えず變はるのであるから特に打撃の多かつたのは外債を澤山持つてゐる會社です。これは主として電力會社に多かつたのですが爲替が半分以下に下落したと云ふこと丈でもその借金は邦貨の上では倍の借金となつて計算されます。これが爲め利子支拂にさへも非常な苦しみを感じて來たのであります。かうして見ると一部の人は利益をしますがそれは多數の犠牲の下に於いてであります。どうしてもこれは國民の大多數の幸福の爲めにさうゆう行爲を阻止しなければならぬ。

## (一) 資本逃避防止法と外國爲替管理法の主旨

このやうな現状の下に我國爲替管理法は發布せられました。この爲替管理法の目的とするものは大体次の三を挙げられて居ります。その一は右に申した資本逃避の防止であります。資本の海外逃避は如何に爲替相場に悪影響を與へるか先程大体申述べましたが、この目的を以つて爲替管理法發布以前に資本逃避防止法なるものが第六十二議會を通過し實施せられて來ました。資本逃避防止法は條文僅かに六條より成るものでありまして第一條は政府が命令に依り禁止し或は制限し得べき行爲の範圍を規定し第二條は是等の事項に關し報告を徴し又は検査を行ひ得べき權限を政府に附與し第三條に於いては外貨表示資本の強制買上制度を設け第四條乃至第六條に於いては違反行爲に對する罰則を定めてある。然しこれは單に取締の規範或は原則を示したに過ぎず其發動は總て大藏省命令によつてなされた即ち「資本逃避防止法に基く命令の件」及「資本

逃避防止法に關する施行手續」之である。その第一條によれば次の五項目即ち外國金外國通貨若は外國爲替の買入、外國證券の買入外國證券の輸入、外貨預金取引及貸借外貨社債の發行等に關し禁止を命じてゐるこの一つ／＼については後程説明しますが、これが主目的は資本の海外移出を取締るものでありまして、直接爲替を管理しやうとするものではないのであります。勿論資本の移出を取締れば爲替管理の効果の一部を擧げることが出来るのではあります。發布の當時爲替の全般を取締る目的を以つて生れたものではありませんが、その第一條にも明記してあるやうに單に「政府は内外の狀態により資本の内外移動を取締る爲め」作られたものであります。これが今日の爲替管理法に擴大されその母體となつたものではあります。本法は資本の海外逃避殊に本邦外貨債への投資の形における資本の流出を防止することを主たる目的とし外國貿易其他正當の取引には成るべく障礙を與へないことに努力したものであります。これは大變結構な主旨ではありましたが爲替の安定といふ効果の上から考へますと資本逃避を防止する丈では充分ではない更に進んで銀行や貿易商の爲替上の取引をも徹底的に取締らなければなりません。そこで第二段の爲替上の思惑取引の防止といふ問題が生じて來ます。管理法は資本逃避防止法より更に一步進めてこの点も取締つて居るのであります。第六十四議會に於ける藏相の施政演説中にもこの点が明かにせられて居ります。

「爲替が實勢以下に低落するに於いては其弊害の波及する所廣大でありますが故に政府は從來の資本逃避防止法より一步を進め更に有効適切なる爲替取引の取締によりて出来る限り其の動搖の範圍を縮小せしむる目的を以て爲替管理に關する法案を本議會に提出し諸君の御協賛を得て機に臨み適當な手段を講じ得る様致すの考であります」

又第二回委員會に於いて富田政府委員は次の如く述べて居ります。

「六十二議會に於て御承知の如く資本逃避防止法の制定を見まして之に依て第一段の爲替管理をした譯であります。即ち資本の逃避を防止するといふ程度の管理を爲したのであります。所が其後の内外の



狀勢におきましては其程度の取締では外國爲替の維持安定に付て不充分であることを感じまして更に一段の取締の歩を進めると云ふのが今度の爲替管理法であります。

今本法の實施後の爲替相場の大勢を左に掲げて資本逃避防止法と爲替の關係の一端を示さう。

昭和七年七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和八年一月	二月	三月
二七	二二 $\frac{1}{2}$	二二 $\frac{1}{2}$	二一 $\frac{1}{2}$	一九 $\frac{7}{16}$	二〇	二〇 $\frac{1}{2}$	二〇 $\frac{3}{16}$	二〇 $\frac{1}{2}$

之によつて知る如く對米爲替相場は資本逃避防止法實施后漸次低落を見遂に二〇弗といふ例のない新相場を現出するに至りました。立法當時に於いて約二十七弗台にあつたのですが僅か數ヶ月の間にかくも暴落をしたことは本法の無力を表はすかの如く見られますが、昭和七年十月十一月頃は我國の國際關係は最も悪化した時であり國際聯盟脱退といふやうな我國外交の危機が呼ばれた頃であります。又平價切下論或は綿花減收の豫想により米綿の買付が盛んに行はれこれらの悪材料と相俟つてこのやうな低落を演じたのであります。かうして考へて見ると資本逃避防止法が無効であつたのではなく國家非常時の際に當つて我國の爲替相場を之によつて二十弗に止め得たと言ふことが出來ます。己に世上には十弗説が呼ばれて居り尠く共我爲替は早晚二十弗を破るといふ豫想は可成廣く唱へられたのですがこれを阻止することが出來たのは本法の力に

依るものと云はねばなりません。然し我々は資本逃避防止法に絶對の信頼をおくことが出來ません。爲替安定或は實勢以下の下落防止といふ点から見るとまだ不完全だと云はなければなりません。

それはもつと廣汎な爲替取引の取締例之爲替の思惑に關するものは細大洩らさずこれを禁止取締り更に進んでは爲替取引を爲替銀行に集中し万一の場合には外權爲替相場を従來の如く自由に放任せず國家が強制的に取締めるといふ極めて包括的な徹底したものにならなければなりません。爲替管理法の主旨はかうした廣大な權限を政府に與へたのですがこれに基いて出された第一回の命令は實際其處迄は行はれては居りませんが將來必要に迫らるればその全權限を發動して我爲替相場は全く國家の統制下におかれ得るものであります。これは又後程説明をしますが目下實際行はれてゐる爲替管理は従來資本逃避防止法によりて取締り居りたる事項の外に新たに爲替思惑取引を禁止して居るのであります。従つて従來の資本逃避防止法は自然消滅してこれに代つて爲替管理法が出現した譯です。これは附則にも定めてある通りです。單に「資本を外國に移す目的を以つて」といふ資本逃避防止に更に「邦貨の爲替相場の變動に依り利益を得ることを目的とする」諸行爲迄を禁止するに至つたのであります。次に管理法について問題になりますのは間接の貿易管理といふことでもあります。勿論現在施行せられておる爲替管理法は貿易の管理或は統制といふ所迄行つては居りません。貿易の管理とは主として輸入を抑壓して保護貿易の目的を達成するものであります。今日世界各國は非常な苦境に立つて居ります。これを打開する一手段として外國品の輸入を各種の方法を以つて抑遏し進んでは自國品を海外に賣出さうとしてゐます。之が爲め直接貿易を管理する制度を採用した國も尠くありません。爲替管理は更に進めばこの貿易の管理迄到着するので我が國の管理はこの点に迄到つて居りません。爲替取引を政府が指定したる爲替銀行に集中することにより又輸入に附屬する信用狀を發行を取締つて居りますがこれによつて間接的に行ふことが出來るのみであります。大体以上述べたやうに爲替管理法には三つの目的が含まれてゐる。即ち(一)資本海外逃避防止 (二)爲替思惑取引禁止 (三)間接の貿易管理であります。



### (三) 外國爲替管理施行令

内外の状勢から外國爲替を管理するの必要に迫られて本年二月十六日右に關する法案が衆議院に提出せられました。これが爲めに委員會が設けられ慎重なる審議を重ねられ四月本會議に上程せられ通過を見ました。貴族院に於ても重ねて委員會が組織され充分なる研究を経たる後此處に外國爲替管理法なる法律が生れることになりました。この法律の内容は僅か八條の短いものでありますが非常に内容の廣汎なものであつてこれは前述の如く爲替管理上の權限を政府に委任するべき範圍を定めたものであります。實際上の種々細かい規定は政府は命令を以つて發するのであります。

この法律の性質について一寸述べなければなりません。これは從來も暫々ありましたが豫め議會に於いて一定範圍の權限を政府に委任すべきことを定めたものであります。先に發布された資本逃避防止法も之と同様のものであります。従つてこれは法律として直に實際に適用するべき規範ではなくこの法律によつて與へられた範圍内に於いて政府は自由に命令として法律を出しうる權限を認めるものであります。

どうしてこんな形式の法律が必要であるとかといふに今日の如く非常時の際特に經濟生活に於いてその變轉は實に眼まぐるはしいのであります。従つて法律も機に鑑み變に應じ直ぐ役立つ作用を持たなければなりません。かうした理由の爲豫め政府に一定の權限を與へおきその時々事情に應じ適切な法令を出さしめるやうにすることは極めて緊要なことであります。とりわけ前に申しました如くに爲替は實に猫の眼玉の如く變化するのでありますし又他方將來かうゆうやうな法律が出るといふことが一般に知れ渡るやうになるとこれを惡用の材料にする人々が澤山出て來ます。これを防止する上からも大變適切に考へられます。この外國爲替管理法は附録にも示しましたが大体次の如くであります。

第一條には

政府が命令によつて禁止又は制限をなしうる爲替取引又は行爲を列舉限定する權限

第二條には

第一條の禁止又は制限に關し報告を懲し検査を行ふ權限

第三條には

爲替取引を政府指定の爲替銀行に集中することによつて貿易管理を間接に行ふ權限

第四條には

金地金及外貨、外貨證券の強制買上の權限

第五條、第六條、第七條は罰則

第八條は

外國爲替管理委員會設置の權限

この範圍内に於いて大藏大臣は必要に應じて適宜命令を以つて取締或は禁止規定を發することを得るのであります。第一條によつて禁止又は制限せらるゝ取引の範圍は非常に廣汎で十項目に亘つて居ります。これが説明は重複を避ける爲め後段に譲ります。

第二條は第一條に禁止又は制限したる行爲に對する報告を懲する權とこれに關する帳簿その他のものを検査する權能を政府に與へたものであります。この報告は適宜法令によつて各種のものを或は爲替業者より或は證券業者より或は一般商人より提出せしむることが出来るのであつてこれは右に述べた外國爲替取引取締の爲めに極めて必要なものであるのみならず政府はこれによつて爲替取引の状況を明瞭にすることが出来るのであります。第三條には爲替取引は日本銀行其他政府の指定する者を相手として行はるゝことを命じたものであります。即ち爲替取引を政府指定の特殊のものに限定したのであります。資本逃避や爲替の投機を防止する爲には是非これを政府自らの手によつてこれを統制しなければならぬ。これが爲めには從來の自



由取引を行つて居る限り所期の目的を達することが出来ない。是非第二條の方法と相俟つてこの方法を用ひなければなりません。これによつて更に貿易の統制をなし得ることが出来ます。即ち或種の商品の輸出を盛にしやうと思へばその輸出業者より好い條件で爲替を買取るし又反對に或種の商品の輸入を制限しやうとするとき爲替銀行に於いてその取組に應じないことも出来るのであります。第四條の強制外貨の買上とは外國通貨外國爲替外貨證券外貨債券及び金地金を政府は命令を以つて其處分又は賣却を命ずることが出来るのであります。如何なる場合にかうゆう機能を持つのかは明かでありませんが業務上其他正當且つ必要と認め得ざる場合でありませう。正當取引を妨害しないといふのが本法の本旨でありますからこの場合も勿論かく解しなければなりません。第五條より第七條迄は罰則であります。大体資本逃避防止法と同じであります。成嚴罪主義を以つてのぞんで居ります。如何にこの法律には強制力があるか々解るでせう。

これに基いて去る四月二十七日大藏省令第七號によつて先づ「外國爲替に基く命令の件」及同令第八號「外國爲替管理法に基く施行手續」なる施行命令を公布しましたこれは本五月一日より實施せらるゝに至りました。前の省令は巻末に收めましたがこの中には資本逃避法に規定せられたもの以外に大体次の五つの事項が含まれて居ります。その一は金輸出の禁止、無爲替輸出の取締爲替思惑取引の禁止證券輸出の取締貿易外信用狀の制限に要約することが出来ます。今から順次これらを簡單に説明致します本法は前にも述べました様に

○金輸出禁止 外國爲替管理法に基いて發布せられたものですが第一條は金の輸出禁止であります。通貨金地金の合金若は金を主たる材料とする物の輸出又は金貨幣の鑄造又は毀損これは己に昭和六年十二月十三日及全年令月二十一日大藏省令によつて取締られて居つたのであります。これを犯したる者の罪は輕きに失する嫌ひがあつたのです。例え大藏省令第三六號によれば「金貨幣又は金地金を輸出せむとする者は大藏大臣の許可を受くべし、前項の規定に違反せる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罪金に處す、地金として販

賣し又は使用する目的を以つて金貨幣を蒐集鑄造又は毀損したる者の罪又前項に同じ」これが改正は長く呼ばれて居つた。これを本法に於いて併はせて改正したものである。本法の主たる目的は爲替相場の變動を招くやうな爲替取引を取締る爲に生れたものであります。これは第二條以下に規定せられて居ります。

○爲替思惑取引の禁止 それで第二條に於いてはこの思惑取引を絶対に禁止してあります。商取引上の必要其他實需に基かずして而も爲替相場の變動によりて生ずる利益を得る爲にする外國通貨又は外國爲替の買は絶対に之を禁止したのであります。これは己に資本逃避防止法案によりて或程度迄取締られて來たのですが本法に於ては之を明かに禁止を命じたのでありますと同時に實際の需要に基く正當取引かこれが爲め阻害せられること避けたものであります。

○外國爲替取引外國送金取引其他 第三條は第二條の實需取引中左の如き取引は大藏大臣の許可を受くべきことを命令してある。従つてこれは前述の外國爲替法に云ふ絶対禁止を意味するものではなく取締に屬するものであります。後段の各條も多くはこの程度に止るものです。(イ)圓を對價として外國の通貨又は外國爲替を買入る場合又邦貨の強制通用力を有する地域、即ち關東州及滿鐵附屬地向けの圓爲替は自由にこれを行ふことが出来なくなつた。關東州及滿鐵附屬地はこれを外國と見做しこれに對する取締を除外するときは該地に一旦送金し、更に其に其の金を外國に轉送して資本逃避を計る憂がある。(ロ)今後外國爲替の賣却は爲替銀行に對して行はなければならぬ。従つて個人間に於いてこの取引は自由であつたが政府は之を統制取締る必要上、これを爲替銀行に集中したのである。これによつて前に申したやうに政府は少數の爲替銀行を通じて種々の統制を行ふに便ならしむるものである。(ハ)主として外國に於いて行はれる我國圓爲替取引の取締であつて在外邦人の圓爲替に對する思惑取引を取締る爲め圓爲替の賣買を取締つたものであります。(ニ)外國送金についてもこれを自由に許す時はその名目の下に資本の海外逃避なきにしも非ず。それが爲め外國送金の目的を以つてする外國通貨小切手又は手形の送付の自由を制限したのである。(ホ)これは主として逆爲替を



を取締るものにして逆爲替とは普通爲替又は送金爲替と全く反対の手續をとるもので受取人が送金人に對して自己受取の爲替手形を振出すものである。從來資本逃避防止法によつてこの逆爲替は取締の域外におかれてあつたのであるが其後の脱法行爲によつて資本の逃避が試みられた。今後この種自由取引は禁止せられた譯である。

大藏大臣の許可を要せざる取引 第四條は許可を要せざる取引につき之を明示した。例の輸出入貿易の取極或は保險に關する必要な支拂社債公債の利子の送付等の爲に必要な爲替取引或は又外國旅行者の外國通貨携帶其他移民の送金等に關し前條の特例を認めてこれを明示してゐる。第五條は一般に邦貨の強制通用力を有する地域に對する圓爲替の買入は禁止せられて居るが銀行にはその業務上これを除外し本條に掲げられたるもの丈は自由を認めてゐる。一般には第三條によつて取締られて居る滿州關東州の如き邦貨の強制通用力を存する土地に向けたる圓爲替の買入、送金又は送金爲替の支拂の自由を許されて居る。

○外國證券の取得及買却 次ぎに資本逃避の方法として最も普通に行はれて來た外貨證券の取締及賣却に關する命令規定であります。(第六條)これは己に前から資本逃避防止法によつて取締られて居つたのです。本法に於いては一步を進めてより廣い範圍に亘つて更に又より嚴重に取締つたものであります。大藏大臣の許可を受くるに非れば外貨證券を有償に取得するを得ないのであります。取得といふのは單に買入のみならず其他あらゆる方法によつて行はるゝものを包含するのであります。資本逃避防止法に於いては買入のみを取締つたのであります。本法に於いては一切の場合を含めて居るのであります。又本法に於いては本邦又は外國に於いて外債を以つて發行された公債社債又は株式のみならず、その利札をも之に含めて居るのであります。

其他外貨表示債權外國通貨を以つて表示される債權例へば外國爲替或は外貨證券は邦貨を以つて讓受くる場合には大藏大臣の許可を経なければならぬ(第七條)更に外債を以つて表示する保險又は信託も右と同

様に取締られてゐる(第九條)又同様の意味にて外國通貨を以つて表示される預金又は消費貸借も右と同様に取締られてゐる(第八條)本來本邦内に於けるこれら取引は我國通貨によつて行はれなければならないのであるが應々右の方法によつて資本を海外に逃避さす目的を以つて行はれることがある。本法はすべて逃避の行はるべきものをすべて右の如くに取締つてゐるのである。外債を以つて表はされる社債を發行することは將來我國資本が國外に流出する意味に於て之をも本法に規定せられた(第十條)國債を發行すれば勿論最初は我國に外國資本が流入しては來るこれを取締るといふのは矛盾してゐるやうであるが、今述べたやうなれば同時に將來その返還を考へなければならぬ。即ち元利支拂期に於いて我國資本は國外に流出しなければならぬ。従つてこれは將來我國爲替相場を變動させる弱材料として働くものとなるのであります。本邦内に於ける財産を担保として外國に於いて借入金についても社債と同様の取扱をなすのであります。

○信用狀の發行 信用狀といふものは本來外國貨物輸入の場合に用ひられ或は外國旅行者によつて多く用ひらるゝものであります。即ち外國の輸出者に普通用ひらるゝ荷爲替を取組む場合に用ひられ或は旅行者現金を携用する危険を免れる爲め信用狀を銀行に發行して貰ひ之によつて各地に於いて入用の金を引出す用に用ひられて居るのであります。本法に取締られた信用狀は輸入貿易に關係するものは除外せられてゐるのであります。この旅行信用狀を用ひて内地の人が爲替思惑を行ふ者があるのです。これを取締る爲めこれを取得するには大藏大臣の許可を必要としたのです。併しこれには除外例がありまして、本當に外國旅行用に用ゆるものは一萬圓に限つて出發前二週間以内に取得する場合又は官廳から海外渡航を命せられた様な場合に用ひらるゝものはこれを自由に取得することが出来るのであります。

○證券の輸出入 之と併せて本邦又は外國の證券公債社債株式會社及其利札の輸出入が禁止せられた(第十二條)資本逃避防止法に於いては外貨證券の買入のみを取締つてゐたのであるが本法は更にこれを廣汎に取締つた譯であります。證券の輸出入は爲替と如何なる關係をもつて居るかといふと、云へば外國證券が自



由に輸入せられると我國に多數存在することになり、従つてこれが爲めに之に對する投資といふことが伴つて来る。一方に於いて外貨証券の取得を禁止して居つても他方に於いてかうゆうことは許しては充分なる効果を期待することは出来ません。因つて之が輸入迄その取締を及ぼして居るのであります。若し又外貨証券の輸出を目的とするときは國外に於いて自由に賣却せられ其代金は外貨の儘にして置き將來爲替下落の時之を取寄すといふやうな危険を伴ふものであります。又本邦証券の輸入の場合には其代金として我國資本が國外に流出する惧れがあります。従つてこれを取締ることは資本の逃避を防止する由因でもあるのであります。その輸出については將來の資本流出といふことも考へられるのであつてもかくもこれによつて資本の移動を尠くしようとするのであります。

○無爲替輸出の取締(第十三條) 資本逃避防止の一方法として無爲替輸出といふものがあります。これは輸出貿易によつて資本の逃避を計らうとするものであります。資本逃避防止法に於いてはこれに關する規定が欠けて居たが爲め全法施行後はこれによつて盛んに資本の逃避が行はれこれが喧ましい問題となつたものであります。これは價額の全部又は一部に付外國爲替を取締らないで貨物の輸出を行ふものであります。貨物の代金はその儘外國に留め置き或はこれを流用して將來爲替下落の場合に取戻す方法であります。これは全然禁止するのではなく大蔵大臣に無爲替輸出報告書を提出して其の許可を受ければ差支ない。又特殊のもの例へば(イ)見本として或は委託販賣の爲輸出する場合。(ロ)輸出以前に其代金を受取つた場合。(ハ)外國爲替を取締むことの出来ない場合。(ニ)小包郵便にて價額千圓以下の物を輸出するときは許可なくして行ひ得るものとなつて居ります。

○外國爲替銀行の特例 外國爲替銀行はその業務上一般の人と異つた寛大な取扱を受くる必要がありといふことは當然であります。併し又取締上適宜な地位にある關係上種々なる報告義務を課せられてゐます。一般人には禁止せられ或は許可を要するとせられた外國通貨又は外國爲替の賣買は顧客の依頼に應じてなすこ

とが出来又銀行自身も資金調達の目的を以つて右の賣買或は送金をなし、或は又外國よりの送金を爲替の支拂をなすこと其他を行ふことが出来るのであります(第十八條) これらの特殊な權限或は義務を有する外國爲替銀行は豫め大蔵大臣に届出づることを要するものとす(第十七條、第十八條)

○各種爲替取引報告の義務 又外國銀行は報告即ち各日の外國爲替の賣買信用狀の發行等に關する明細書或は毎日の外國爲替賣買高等を大蔵大臣に報告しなければならぬ(第十九條、第二十條) 其他証券業者は各日の外貨証券の賣買又は其媒介に干する明細書を提出しなければならぬ(第二十一條)

## 結 び

以上によつて外國爲替管理法が如何に重要であるかお解りなつたらうと思ひます。繰返して申せば外國爲替管理法によつて政府は非常に強力な權限を與へられたのですが、それに基いて發布せられた現在の省令はその一部の權限を實施したものに過ぎません。それは從來の資本逃避防止法を一步擴大したものであります。即ち資本逃避の防止より爲替取引全般に亘る取締への發展であります。かして我國經濟のキーポイントとなす爲替の自由取引を禁止して國家がこれを統制せんとするものであります。

これは自由主義の經濟より國家統制經濟への推移であり我國産業の各方面に近來著しく論せられ且つ實施せられつゝある所のものであります。外國貿易に於ける自由主義思想は古くマーカントリズム時代より今日に至る迄華かな長い歴史を持つて來たのですがもう今日では終焉を告げ、これに代つて新たな統制主義が行はれるやうになつた。個人の利益とは最早古い思想となつて了ひ今日の我々は一般的利益といふ、より高い目標を持つやうになり更にこの一般的利益とは一國民丈の問題でなく更に世界的ものとなりつゝあるこの爲替管理法は三十餘ヶ國に於いて實施せられて居ります。その緩嚴の程度は國によつて非常に異なりますがこれを以つて保護貿易政策の徹底を期するを目的とせる國が少くありません。歐州大戰后世界各國は一様に不況



におそはれた。この不況を打開するが爲めに各國は競ふて關稅を引上げ或は直接貿易の干渉を試み他國を省みず只自國丈の復舊に努めて居ります。我國の爲替管理法は前に申した如く單に爲替の思惑を取締る所のものであつてこれを以つて直接貿易を統制しやうとするものではありません。この一事を以つて見ても我國に於ける爲替統制は世界の利害を常に考慮意味してゐるものであることを看過してはならない。

### 外國爲替管理法並に關係命令

外國爲替管理法（昭和八年三月廿八日法律第二十八號）

- 第一條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル取引又ハ行爲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
- 一、外國通貨又ハ外國爲替ノ取得又ハ處分
  - 二、通貨、金地金、金ノ合金若ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ輸出又ハ金貨幣ノ鑄造又ハ毀傷
  - 三、外國ニ對スル送金ニシテ前二號ニ包含スル方法ニ依ラザルモノ
  - 四、外國ニ於テ爲シタル委託ニ基キ本邦内ニ於テ爲ス支拂
  - 五、外國爲替相場ノ取極
  - 六、外國通貨ヲ以テ表示スル證券、債權又ハ債務ノ取得又ハ處分
  - 七、信用狀ノ發行又ハ取得
  - 八、外國居住者ニ信用ヲ與フル行爲
  - 九、證券ノ輸出又ハ輸入
  - 十、價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マザル貨物ノ輸出
- 第二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ禁止又ハ制限ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ行フコトヲ得

第三條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ外國爲替ニ關スル取引ヲ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ヲ相手方トスル場合ニ限定スルコトヲ得

第四條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金地金外國通貨外國爲替又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル證券若クハ債權ヲ有スル者ニ對シ自ラ之ヲ處分スベキコト又ハ日本銀行政府ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ政府ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ジタル場合ノ賣却價額ハ外貨評價委員會ノ定ムル所ニ依ル

外貨評價委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條又ハ第三條ノ規定ニ基キテ發スル命令ヲ以テ規定スル取得又ハ行爲ノ禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ徵役若ハ禁錮又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ當該取得又ハ行爲ノ目的物ノ價額ノ三倍ガ一萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價額ノ三倍以下トス

前條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ル金地金其ノ他ヲ處分シ又ハ賣却スベキ旨ノ政府ノ命ニ從ハザル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ當該金地金其ノ他ノ價額ノ二倍以下ノ罰金ニ處ス

第二條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ報告ヲ爲サズ虛偽ノ報告爲シ帳簿其ノ他ノ検査ヲ拒ミ又ハ帳簿書類ノ隱蔽不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ゲタル者ハ六ヶ月以下ノ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同ジ

第六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

第七條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ



從業者が本法施行地域ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人使  
用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

第八條 本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ズル爲外國爲替管理委員會ヲ設ク外國爲替管  
理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

資本逃避防止法ハ之ヲ廢ス

本法施行前舊法ノ罰則ヲ適用スヘカリシ行爲ニ付テハ仍舊法ニ依ル

### 外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件

昭和八年大藏省令第七號

第一條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ヲ輸出  
スルコトヲ得ズ

金貨幣ハ之ヲ鑄潰シ又ハ毀傷スルコトヲ得ズ

第二條 商取引上ノ必要其ノ他ノ實需ニ基クコトナク邦貨ノ爲替相場ノ變動ニ依リ利益ヲ得ルコトヲ目的ト  
シテ外國通貨又ハ外國爲替(本邦ヨリ外國ニ仕向ケ又ハ外國ヨリ本邦ニ仕向ケタル爲替手形、小切手、電  
信爲替及郵便爲替ヲ謂フ但シ本邦ト邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域トノ間ノ圖爲替ヲ除ク以下同ジ)ノ賣  
買ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ左ニ掲ゲル取引又ハ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ  
一、邦貨ヲ對價トスル外國通貨、外國爲替又ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル圖爲替ノ買入

(兩替ヲ業トスル者其ノ業務上外國通貨ヲ買入ル、場合ヲ除ク)

二、外國爲替銀行ニ非ザル者ニ對スル邦貨ヲ對價トスル外國爲替ノ賣却

三、外國通貨ヲ對價トスル圖爲替ノ賣買

四、邦貨、外國通貨、小切手又ハ手形ノ送付又ハ携帶其ノ他外國ニ對スル送金ニシテ第一條及本條ノ他ノ  
各号ニ包含スル方法ニ依ラザルモノ

五、外國ニ於テ爲シタル委託ニ基キ本令施行地内ニ於テ爲ス支拂

第四條 左ニ掲ゲル場合ニハ前條ノ規定ニ拘ラズ前條ノ取得又ハ行爲ヲ爲スニ付大藏大臣ノ許可ヲ受クルコ  
トヲ要セズ

一、本邦ヨリノ貨物ノ輸出又ハ本邦ヘノ貨物ノ輸入ノ爲必要ナルトキ

二、保險金若ハ保險料(六ヶ月内ニ支拂フベキモノニ限ル)ノ支拂又ハ保險契約ニ伴フ其ノ他ノ支拂ヲ爲  
ス爲必要ナルトキ

三、本邦内ニ於テ支拂ハル、公債、社債若ハ銀行預金ノ利子信託ノ利益株式配當金其ノ他ノ收益ヲ外國ニ  
住所ヲ有スル權利者ニ送ル爲必要ナルトキ

四、契約上ノ義務トシテ外國ニ於テ六ヶ月内ニ爲スベキ公債又ハ社債ノ元利拂基金交付ノ爲必要ナルトキ

五、他ノ各号ニ該當スルモノヲ除クノ内外外ノ法令又ハ本令施行前締結シタル契約ニ基ク義務ノ履行トシ  
テ六ヶ月内ニ爲スベキ支拂ヲ爲ス爲又ハ本令施行後締結スル契約ニ基ク義務ノ履行トシテ一ケ年ヲ通  
ジテ千圓相當額以下ノ支拂ヲ爲ス必要ナルトキ

六、特許權其ノ他ノ工業所有權ノ取得又ハ本邦内ニ於ケル使用ニ伴ヒ必要ナル支拂ヲ爲ス爲必要ナルトキ

七、外國ニ旅行セントスル者一ケ年内ノ所要旅費ヲ携帶スル爲必要ナルトキ但シ通貨又ハ外國通貨ヲ携帶  
シ得ル額ハ千圓相當額以下トス



- 八、外國ニ旅行シ又ハ滞在スル者ニ對シ一ケ年内ノ所要ニ充ツベキ旅費、俸給、給料手當、學費、其ノ他之ニ類スル費用ヲ送ル爲必要ナルトキ
- 九、主務大臣ノ指定スル移民ガ其ノ移住定著ニ必要ナル費用ヲ送金スル爲又ハ移、殖民事業ヲ行フ會社其ノ他ノ邦人ガ該移民ノ委託ヲ受ケ其ノ移住定著ニ必要ナル費用ヲ送金スル爲必要ナルトキ
- 十、本邦内又ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ住所本店又ハ主タル事務所ヲ有スル者ガ該地域ニ於テ事業又ハ營業ヲ爲スニ必要ナル資金ヲ送ル爲必要ナルトキ
- 十一、本邦ニ於テ發行シタル信用狀ニ基キ外國ニ於テ振出シタル爲替ノ支拂ヲ爲ストキ
- 十二、官廳ノ業務トシテ爲ストキ又ハ官廳ノ必要ニ基キテ爲ストキ
- 第五條 銀行ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ左ニ掲グル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ
- 一、顧客（銀行ヲ含ム）ノ依頼ニ應ジ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル區域ニ仕向ケタル圓爲替ノ買入ヲ爲スコト
- 二、邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル圓爲替ノ賣却ニ伴ヒ必要ナル決済ヲ爲ス爲邦貨強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル圓爲替ノ買入ヲ爲シ又ハ該地域ニ對スル送金ヲ爲スコト
- 三、邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ヨリ本令施行地ニ仕向ケタル送金爲替ノ支拂ヲ爲スコト
- 第六條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ外貨證券（本邦又ハ外國ノ公債、社債、株式又ハ公債社債ノ利札ニシテ外國通貨ヲ以テ表示スルモノヲ謂フ以下同ジ）ヲ有價ニテ取得スルコトヲ得ズ
- 昭和七年七月一日ニ本邦内ニ在リタル外貨證券又ハ資本逃避防止若ハ外國爲替管理法ニ基ク命令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ輸入シタル外貨證券ヲ本邦内ニ於テ取得スル場合並外國人ガ外國ニ於テ有スル資金ヲ以テ外貨證券ヲ取得スル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セズ

- 第七條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ邦貨ヲ對價トシテ外國通貨ヲ以テ表示スル債券（外國爲替及外貨證券タルモノヲ除ク）ヲ讓受ケルコトヲ得ズ
- 第八條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ本令施行地内ニ於テハ何人ノ計算ニ於テスルヲ問ハズ外國通貨ヲ以テ表示スル債權又ハ債務ヲ取得スベキ預金又ハ消費貸借ノ契約爲スコトヲ得ズ
- 第九條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ本令施行地内ニ於テハ外國通貨ヲ以テ表示スル債權又ハ債務ヲ取得スベキ信託又ハ保險（再保險及海上保險ヲ除ク以下同ジ）ノ契約ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第十條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ外國通貨ヲ以テ表示スル社債ヲ發行シ又ハ本邦内ニ在ル財産ヲ擔保トシテ外國ニ於テ外國通貨ヲ以テ表示スル借入金ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第十一條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ本令施行地内ニ於テハ本邦ヘノ貨物ノ輸入ニ關係ナキ信用狀ヲ取得スルコトヲ得ズ但シ外國ニ旅立スル者ノ旅費ニ充ツル爲金額通ジテ一万圓相當額以下ノ旅行信用狀（旅行小切手ヲ含ム）ヲ出發豫定日前二週間内ニ取得スル場合又ハ官廳ヨリ支給ヲ受ケタル旅費其ノ他ノ給與ヲ携帶スル爲旅行信用狀ヲ取得スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十二條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ證券（本邦又ハ外國ノ公債、社債、株式又ハ公債社債ノ利札ヲ謂フ以下同ジ）ヲ輸入シ又ハ輸出スルコトヲ得ズ但シ本邦内ニ支拂地ヲ有スル證券ノ支拂ヲ受クル爲支拂期日前三ヶ月内ハ支拂期日以後ニ輸入スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ證券ヲ輸入シ又ハ輸出シタル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ二週間内ニ大藏大臣ニ報告スベシ
- 第十三條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マズシテ貨物ノ輸出ヲ爲スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一、見本トシテ又ハ委託販賣ノ爲輸出スルトキ



二、貨物輸出前其ノ代金ヲ受領済ナルトキ  
三、前二号ニ掲グル場合ノ外外國爲替ヲ取組ムコト能ハザルトキ又ハ商慣習ニ依リ外國爲替ヲ取組マザルトキ

四、小包郵便ニ依リ價額千圓以内ノ物ヲ輸出スルトキ  
價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替又ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル同爲替ヲ取組マズシテ貨物ヲ輸出スル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ輸出申告又ハ郵便差出ニ際シ税關又ハ差出シ郵便局ヲ經テ大藏大臣ニ報告スベシ但シ官廳ノ輸出スル物、手荷物、引越荷物、船用品、慈善若ハ救恤ノ爲ノ寄贈品又ハ價額百圓以下ノ物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

外國爲替又ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル圓爲替ヲ取組ム豫定ニテ前項ノ報告ヲ爲サザリシ者輸出申告又ハ郵便局差出後之ヲ取組ムコト能ハザルニ到リタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ税關又ハ差出郵便局ヲ經テ遲滯ナク大藏大臣ニ報告スベシ

第十四條 價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替又ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル圓爲替ヲ取組マズシテ貨物ヲ輸出シタル者ガ其ノ代金ヲ外國ニ於テ受領シタルトキハ其ノ貨物ニ付外國ニ於テ要シタル費用及本邦ヘノ輸入貨物ノ代金トシテ支拂ヒタルモノヲ除キ其ノ受領後二ヶ月内ニ之ヲ本邦ニ取寄スル手續ヲ爲スベシ但シ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 本邦内ニ於テ所有スル外貨證券ニシテ支拂期ニ到來シタルモノハ其ノ期日後三ヶ月内ニ本邦内ニ於テ之ヲ賣却シ又ハ本邦内ニ於テ之ガ支拂ヲ受クベシ但シ其ノ外貨證券ノ價額通ジテ千圓未滿ナル場合又ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 外國ニテ所有スル外貨證券ヲ賣却シ又ハ此ガ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ代リ金ハ業務上其ノ他必要ナル費途ニ使用シタルモノヲ除キ二ヶ月内ニ之ヲ本邦ニ取寄スル手續ヲ爲スベシ但シ其ノ金額通ジテ千

圓相當額未滿ナル場合ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

外國ニ於テ所有スル外貨證券ニシテ支拂期日到来シタルモノハ其ノ期日後三ヶ月内ニ之ヲ支拂ヲ受クベシ但シ其ノ外貨證券ノ價額通ジテ千圓未滿ナル場合又ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 外國爲替業務ヲ營ム銀行ハ本令施行後二週間内ニ其ノ業務ヲ營ム店舗ヲ大藏大臣ニ届出ヅベシ本令施行後外國爲替業務ヲ營ム店舗ヲ變更セントスル銀行ハ豫メ其ノ店舗ヲ大藏大臣ニ届出ヅベシ

前二項ノ規定ニ依リ外國爲替業務ヲ營ム者ノ届出ヲ爲シタル銀行ヲ外國爲替銀行ト謂ヒ其ノ外國爲替業務ヲ營ム店舗及其ノ變更ハ大藏大臣之ヲ告示ス

外國爲替銀行其ノ外國爲替業務ヲ廢止シタルトキハ二週間内ニ大藏大臣ニ届出ツベシ此ノ場合大藏大臣ハ之ヲ告示ス

第十八條 外國爲替銀行ハ第三條、第六條及第十二條ノ規定ニ拘ラズ左ニ掲グル取得又ハ行爲ヲ爲スニ付大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

一、顧客（銀行ヲ含ム）ノ依頼ニ應ジ外國通貨又ハ外國爲替（銀行ノ業務上外國爲替ニ準ズルモノヲ含ム）ノ賣買ヲ爲スコト

二、前号ノ規定ニ依ル外國通貨又ハ外國爲替ノ賣買ニ伴ヒ必要ナル範圍ニ於テ資金調製ノ爲ニ（外國爲替外國爲替銀行ノ業務上外國爲替ニ準ズルモノヲ含ム）ノ賣買ヲ爲シ又ハ外國ニ對スル送金ヲ爲スコト

三、外國ヨリ本令施行地ニ仕向ケタル送金爲替ノ支拂ヲ爲スコト

四、外貨證券ノ支拂ヲ受クル爲支拂期日以後ニ之ヲ輸出スルコト  
第十五條及第十六條ノ規定ハ外國爲替銀行ニハ之ヲ適用セズ  
前條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル銀行ニ付テハ本令施行ノ日ニ遡リ前二項ノ規定ヲ適用ス



第十九條 外國爲替銀行ハ別ニ定ムル所ニ依リ各月ニ於ケル外國爲替ノ賣買、邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル圓爲替ノ賣買取立爲替ノ取扱信用狀ノ發行等ニ關スル明細書ヲ翌月十五日迄ニ大藏大臣ニ提出スベシ

第二十條 外國爲替銀行ハ別ニ定ムル所ニ依リ毎日ノ外國爲替賣買高及賣持ハ又買持ノ高ヲ三日以内ニ大藏大臣ニ報告スベシ但シ外國ニ在ル店舗ノ分ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依リ旬毎ニ通計シ三日以内ニ本店又ハ東京所在店舗ヨリ大藏大臣ニ報告スルヲ以テ足ル

第二十一條 證券ノ賣買又ハ其ノ媒介ヲ主タル業トスル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ各月毎ニ於ケル外貨證券ノ賣買又ハ其ノ媒介ニ關スル明細書ヲ翌月十五日迄ニ大藏大臣ニ提出スベシ

第二十二條 本令施行ノ際外國通貨ヲ以テ表示スル信託又ハ保險ノ契約ヲ爲シ居ル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ本令施行後一ヶ月内ニ大藏大臣ニ報告スベシ但シ其ノ金額千圓相當額未滿ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 本令施行後本邦内又ハ外國ニ於テ左ニ掲グル取引又ハ行爲ヲ爲シタル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ各月分ヲ翌月十五日迄ニ大藏大臣ニ報告スベシ但シ各号ノ取引又ハ行爲毎ニ其ノ目的物ノ金額通ジテ千圓相當額未滿ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一、外國通貨ノ取得又ハ處分
- 二、外國爲替ノ取得又ハ處分
- 三、邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル圓爲替ノ取得又ハ處分
- 四、前各号ニ包含スル方法ニ依ラザル外國ニ對スル送金
- 五、外貨證券ノ取得又ハ處分
- 六、信用狀ノ發行又ハ取得
- 七、外國通貨ヲ以テ表示スル預金ノ預入又ハ引出

八、外國通貨ヲ以テ表示スル貸付金ノ交付又ハ回收

九、外國通貨ヲ以テ表示スル信託ノ委託又ハ受託

十、外國通貨ヲ以テ表示スル保險ノ契約ノ締結

十一、外國通貨ヲ以テ表示スル私債ノ發行又ハ償還

十二、外國通貨ヲ以テ表示スル預金ノ受入又ハ拂戻

十三、外國通貨ヲ以テ表示スル借入金ノ借入又ハ返済

十四、外國ニ於テ爲シタル委託ニ基キ本令施行地内ニ於テ爲ス支拂

外國ニ旅行セントスル者ハ前項ノ期限ニ拘ラズ出發前報告ヲ爲スベシ

第二十四條 前條ノ規定ハ第一項第二号ヲ除クノ外外國人ガ外國ニ於テ爲シタル取引又ハ行爲ニ付テラ適用セズ

第二十五條 第十九條及第二十三條ノ規定ニ依リ外國ニ於ケル取引又ハ行爲ニ付大藏大臣ニ提出スベキ明細書又ハ報告書ハ翌月十五日迄ニ之ヲ當該地ヨリ發送シ本店若ハ之ニ準ズルモノ又ハ東京市在店舗ニ於テ其ノ接受後遲滞ナク提出スベシ

第二十六條 外國通貨、外國爲替、外貨證券外國通貨ヲ以テ表示スル預金若ハ貸付金ノ債權又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル預リ金若ハ借入金ノ債務ヲ有スル者又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル信託若ハ保險ノ契約ヲ爲シ居ル者本令施地内ニ住所ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ金額ヲ翌月十五日迄ニ大藏大臣ニ届出ヅベシ但シ其ノ金額千圓相當未滿ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 本令ニ依リ一定ノ期間内ニ明細書又ハ報告書ヲ提出スベキ義務ヲ負フ者變災其ノ他ノ己ムヲ得ザル事故ニ由リ其ノ期間内ニ提出スルコト能ハザルトキハ其ノ事故止シタルトキ其ノ事由ヲ具シテ遲滞ナク提出スベシ



第二十八條 大藏大臣ハ必要ト認ムルトキハ本令ニ定ムルモノノ外事項及人ヲ指定シテ報告ヲ徵スルコトヲ得

第二十九條 大藏大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ何人ニ對シテモ外國爲替管理法第一條ノ禁止又ハ制限ニ關係アル事項ニ付其帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十條 大藏大臣ハ金地金、外國通貨、外國爲替又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル證券若ハ債權ヲ有スル者ニ對シテ業務上其ノ他正當ナル理由ニ基キ其ノ保有ヲ必要ナリト認ムルモノヲ除クノ外自ラ之ヲ處分スベキコト又ハ日本銀行其ノ他大藏大臣ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 本令ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ許可ヲ受クル場合及大藏大臣ニ報告スベキ場合ノ手續ニ付テハ之ヲ定ム

#### 附 則

第三十二條 本令ハ昭和八年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三條 本令ノ規定ニ依リ各月分ニ付提出スベキ明細書又ハ報告書ハ昭和八年四月分ヨリ之ヲ提出スベシ

第三十四條 昭和八年三月以前ノ各月分ニ付昭和七年大藏省令第十二号第七條、第八條、第九條第二項又ハ第十條第二項ノ規定ニ依ル明細書又ハ報告書ヲ提出セザリシ者ニ付テハ仍同令ヲ適用ス昭和七年大藏省令第十二号第三條第三項ノ規定ニ依ル報告書ヲ提出セザリシ者ニ付亦同ジ

第三十五條 第二十二條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ提出スベキ明細書又ハ報告書ニシテ特ニ遠隔ノ地ノ分ニ付テハ郵便ニ依リ本令ノ規定ヲ知り得ベキ月ノ翌月十五日迄ニ當該地ヲ發送スルヲ以テ足ル

第三十六條 昭和六年大藏省令第三十八號又ハ昭和七年大藏省令第十二號ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル者ハ當該取引又ハ行爲ニ付本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第三十七條 昭和六年大藏省令第三十六號及昭和六年大藏省令第三十八號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前同令ノ附則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍同令ニ依ル

#### 参 考 書

長山浩著 爲替管理と其實際

大口喜六監修 外國爲替管理法の機能

森田久著 外國爲替の實際知識

平野常治著 世界恐慌下の國際貿易政策



# 日本農村窮乏問題ヲ論ズ

神野嘉直

日本農村窮乏問題ヲ論ズ

神野嘉直

一、序言

二、農村窮乏の原因

三、農村窮乏の程度

四、農村窮乏の救済

五、結論

六、附録

七、参考文献

八、索引

九、後記

十、謝辞

十一、出版後記

十二、再版後記

十三、再々版後記

十四、再々々版後記

十五、再々々々版後記

十六、再々々々々版後記

十七、再々々々々々版後記

十八、再々々々々々々版後記

十九、再々々々々々々々版後記

二十、再々々々々々々々々版後記

二十一、再々々々々々々々々々版後記

二十二、再々々々々々々々々々々版後記

二十三、再々々々々々々々々々々々版後記

二十四、再々々々々々々々々々々々々版後記

二十五、再々々々々々々々々々々々々々版後記

二十六、再々々々々々々々々々々々々々々版後記

二十七、再々々々々々々々々々々々々々々々版後記

二十八、再々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

二十九、再々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十一、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十二、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十三、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十四、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十五、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十六、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十七、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十八、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

三十九、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十一、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十二、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十三、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十四、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十五、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十六、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十七、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十八、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

四十九、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記

五十、再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々版後記



目次

緒論……………頁

第一章 一般産業社會の統制化……………頁

第二章 封建時代より今日に至る迄の農村經濟の史的發展……………頁

第一節 封建經濟より資本主義經濟へ……………頁

第一項 封建經濟時代……………頁

第二項 資本主義經濟の侵潤……………頁

    その一 流通經濟の影響……………頁

    その二 資本主義時代に於る農民の不利益なる地位……………頁

    その三 商工業者の損失が農民に轉嫁せらる……………頁

第三章 具象的歴史的に日本農村の將來の展望(所謂農村窮乏の對策)を述ぶ……………頁

第一節 耕地の狹小……………頁

第二節 資本主義の影響に對する對策……………頁

    第一項 總論……………頁

    第二項 米價統制……………頁

        その一 協同組合による統制と國家による統制……………頁

        その二 國家による米穀統制の史的觀察をなし以て米穀統制法に及ぶ……………頁



第三項	他の三法律を中心としたる農村救済策……………	六六
その一	製絲業法の改正……………	六六
その二	農村負債整理組合法……………	六六
その三	農業動産信用法……………	六六
結論……………		六七
附録の一	米穀統制法……………	七一
附録の二	製絲業法中改正法律……………	七一
附録の三	農村負債整理組合法……………	七二
附録の四	農村動産信用法……………	七三

## 日本農村窮乏問題ヲ論ズ

(第六十四議會通過の農村救済策たる重要四法律を中心として)

### 緒論

今次の第六十四議會に於ては第六十三議會の所謂時局匡救議會に更に拍車を加へて幾多の時局匡救策が法律化されたのであつた。農村救済策の法律化は其中の重要なものであつて、本議會を通過したる右の法律の中重なるものを擧ぐれば左の如くである。

- 一、米穀統制法
- 一、製絲業法改正
- 一、農村負債整理組合法
- 一、農業動産信用法

而して此四法律は第六十三議會を通過したる農村救済策と相連鎖せしめてのみ、否既往の議會に於て成立したる幾多の類型的法律と相連鎖せしめてのみ始めて其眞義を把握し得るのである。更に明確に言ふならば歴史的に即發展史的に理解することが必要である。

更に又現今の流通經濟社會内に於て、所謂農村問題が発生せることに氣付くならば、この史的發展論も單に農村社會内のみに躊躇せず、全經濟組織といふ観点から眺めなければならぬ。本バンフレット發行の目的より考ふるも然りでないならぬ。従つて本論文に於ては如上四法律の技術的細部に亘りての説明は寧ろ概略に止めて、夫等の全經濟組織的の意義を歴史的に具象論に説明する積である。本論文は次の如く構成され



る即日本農村の疲弊窮乏の現状を先づ史的に觀察し、以て其因りて來る處の原因を尋ね、更に進んで其打開策を購せんとす。而して政府當局が今次の議會を通過せしめたる諸法律は右の打開策の一部として看做するものであるが、一般に打開策を考究する際に、其一機構として説明しやうと思ふ。そうして之等諸法律が農村救済策として占むる位置を明瞭に把握し度いと思ふ。乍然與へられた頁數の少きこと本パンフレットの目的と鑑みて更に又短時日の間に而も多忙の校務を控へての勞作である事等に因り、固より之等諸法律を中心として説明するの止むなき爲、他の部分は農村救済策として持つ重要性の如何には關らず簡略に述べに止るか又は全く關説しないであらう。従つて最初の抱負に比し事志と違つて或見方から云へば單に如上述の解説に終るかも知れない。併し私の素志は右の如き観点より問題を扱ひ度いのであつて、縱令形式上は素志と異り來るとも、問題の處理の仕方は他迄右の態度に立ち乍ら論を進めると云ふ方針に終止する積りである。

## 本論

### 第一章 一般産業界の統制化

農村救済策は全經濟組織の進轉と其步調を一にしなければならぬ。乍然單に他の經濟部門の進路の跡に従ふのみであるならば絶えず一足づつ遅れなければならぬのであつて、従つて農村は何時も他の後塵を拜することゝなつて最も割の悪い役目を務めなければならぬ虞がある。現に封建經濟時代より資本主義經濟時代への推移に當りて、農村は此憂目を見てゐるのである。故に一步進んで全經濟の動向を的確に意識して其方向に農村も積極的に進むといふ態度が必要である。従つて茲に一般産業界の動向に付て簡單乍ら説明する次第である。

今日の經濟組織は資本主義によつて組立てられてゐる。資本主義とは一口に言へば、經濟人が自由競争を爲しつゝ、自己の利益を追求し居るならば、自然に各個人の利益は調和せられて均衡状態になると言ふ仕組になつてゐる經濟組織のことを言ふのである。處が此所謂自然的均衡なるものは現在に於ては、到る處に於て破れつゝあるのであつて。自由主義經濟學者が説くが如き自然的均衡論は現實を離れた理論であると言ふことになつたのである。何となれば個々の經營者は營利心に支配されて儲けやうとして商品を生産しつゝあるのであつて、社會の需要を充つことを直接の目的として生産してゐるのではない。

斯くの如く現今の生産は社會的無政府性を帯びてゐるから、需要と適合することは難しい譯である。尤も經濟的均衡は上述の理由により隨處に破られつゝあつたが、最近迄は兎も角彌縫されて曲りなりにも均衡を維持して來た。此の彌縫は主として國家權力によつて爲されて居たのである。無論此時代の國家權力の作用は經濟組織が自由主義であると云ふ基調には何等影響を及ぼさなかつたのである。處が最近になるや周知の如く永遠の世界的不況即商品の需要と供給とが非常に食ひ違つて仕舞つて而も何時になつたら均衡を得るか云ふ見込が全然立たないやうな状態に立入つて仕舞つた。其處で、どうしても自由主義的個人主義的の經濟組織を訂正しなければならぬやうになつて來たのである。

この訂正法の一は個々の經營が任意的にトラストとか、コンツェルの大經營に結合することによつて生産の統制を行はんとすることである。此第一の方法は個人主義的營利主義を發展せしめたものであつて、從來の經濟組織の基調には殆んど何等變りはないのである。

乍然今や需給の適合を得んとせば營利主義以上の指導原理に依ることを必要とするのは、一般に認められて來た處であつて、茲に第二の方法として協同組合的組織によりて統制を行はんとする企圖が考へられて來た。農村救済はこの方法にも依るに非んば恐らく不可能ではなからうかと思ふ。又此点に於て社會改良運動の地盤として農村が存在し得るのであつて、農村が都市に反つて一步を先んじやうと企て得る点である。



併矢張り次の第三の方法をも加味しなければ需給の適合は全きを得ないのである。

即第三は國家權力によりて生産の統制を行はうとする方法である。此國家的權力に依る統制は我國に於ては歴史的に我國の經濟現象の特徴であつて其色彩は特に濃厚なのである。詳言すれば明治維新以後日本は先進資本國に追ひ付かんとして政治的強制力を使用して産業の資本主義的發展を助長したのであつた。而て此傾向は略々今日迄繼續されて來たのであつて、今や諸産業の統制轉向せんとする時に當りても、形式上は單に國家權力に依る統制の強化徹底化に過ぎないやうな外觀を呈する所以である。従つて國家に依る統制化が非常に滑かに行はれ得るのである。この第二及び第三の方法を私は統制と稱したいと思ふ。此處迄來ると自由主義的經濟組織は重大なる影響を受けることとなるのである。

一寸茲で統制の觀念に付て説明を加へ度いと思ふ、今日世上に旺んに統制と云ふ語が叫ばれてゐるが、今日迄例へば我國の經濟は統制せられてゐなかつたかと云ふに、然らずして前述の如く今日迄の處は先づ統制即均衡が保たれて來たのである、從來の状態と雖も無政府的に無秩序であつたのではない、然らば統制とは如何なる意味かと言ふに種々の意味に使用せられてゐるが、私見の結論のみ申さば統制といふのは、從來無意識の裡に經濟の統制を事實上得て來たのだが、今や經濟現象の變動に因り自然的統制が得られなくなつたので、意識的に産業や經濟を統制して行かうとするのであると考へる。國家が法律を以て諸々の産業の統制を行はんとするが如きは統制であると思ふ。今度の議會を通過したる上述の四法律は統制といふことを意識して作成せられたのではなく、農村窮乏に直面して其の對策として出來上つたのではあるが、我々が之を眺める時統制的のものであると見做すのが少くとも歴史的に妥當な見方となるのではないかと思ふ。私は斯かる観点に立ちて此四法律を中心として農村問題を考究したいと思ふのである。又統制といふ点より農村問題を見なければ眞個に農村問題を解決することは至難であると思ふ。

次に今度の議會に於て中島商相が統制に付て一言してゐるから、參考の爲次に掲げてこの章を終らう。

「現代の經濟機構が今や一種の轉換期に際會いたして居りますことは、學者並に實際家の認むる所でございます。即從來の生産本位の産業經濟が、昨今社會經濟と衝突を來しまして、國家産業の全体から致しますると、即生産消費の關係、需給の按配、是等の點に關する大所高所の統制を必要とする時期に相成つて居るやに存じます。従つて公經濟は勿論のこと私經濟に對する國家の意義ある干渉を必要とする時機に相成つて居ることは私も之を認め度いと存する譯であります、即産業上に於ける設備並に投資の間に重複過剰を防ぎまして、其間に於ける過不及をなからしむべき國家の政策を必要とする時機に相成つて居ると存じます、此點に於て私は産業に對する國家統制の必要が日を追ふて益々多大ならむと存じます。(第六十四議會演説ノ一節)

## 第二章 封建時代ヨリ今日ニ至ル迄ノ農村經濟ノ史的發展

### 第一節 封建經濟より資本主義經濟へ

#### 第一項 封建經濟時代

封建時代に於ては日本農民は自給自足經濟を營んでゐたのであつて、従つて簡單に申さば自ら必要とする所の財を自ら生産してゐたのであるから、需給の適合は容易に行はれた。租税公課の如きものさへも農産物又は本人の勞務を以てしたのであつて、今日の如く貨幣を以てしたのではない。即流通經濟的現象を必要としなかつたのであつて、自給自足に終止し得た。

勿論全國的乃至は一地方的の意識的統制が全然行はれなかつた譯ではない。例へば米價統制の如き若干試られたことはあつたが、之は單に農民以外の消費者又は上納米を收得する武家階級の利益より割出された政策であつて、今日の農業統制とは別種のものであつた。又土地の利用方法に付多少の制限規定を設けたことがあつたが、之も支配階級の利益より出發せるものに過ぎなかつた。唯々人口の増殖に應せしむる爲勸農政



策が執られ農地の開發、農業技術の改良進歩に付、爲政者が助長政策を行つたに過ぎなかつた。然らば自給自足經濟の當時にありては、絶対に需給の不一致を生じなかつたかと云ふに、さに非ずして自然的條件即氣候の悪化により凶作となり茲に飢饉といふ形を以て矛盾が現れた。其處で其克服方法として備荒貯蓄制度の如き方法が採用せられたのであつた。

此制度は頻々として凶作に苦しめられた地方に於て殊に發達したものであつて、今日に至る迄、當時の制度が繼續して残つてゐる地方さへある。之は主として農村の各部落を單位として組織せられた共同經濟であつて、其精神は相互扶助である。各農家は割當てをしたる一定量の糧を部落所有の倉庫に納付するものであつて斯くて部落民の生活保全の目的を達しやうとするものである。此共同經濟を中心として當時の農民の間に培はれた相互扶助の思想は強固なるものであつて、資本主義の洗禮を受くるに至つても容易に消滅しなかつたものであり、今日に至つては後述の如く反つて農事統制への絶好の踏臺となつてゐるものである。

## 第二項 資本主義經濟の侵潤

### その一、流通經濟の影響

封建經濟が次第に資本主義經濟となるにつれ、農業經濟も其影響を受けたのであつて今日稱する所の農民窮乏なる現象はこの過程に於て現はれたものである。

封建時代に於ては農村で生産する大部分の物は其處に住んでゐる農民によつて消費せられた。従つて、其農村で消費せらるべき分量丈生産したのであつて需給の一致は比較的容易に得られたのであつた。勿論生産物の一部は領主へ納付せられて他地方へ賣られたのであり又農民自らの手により或は商人を介して他地方へ賣られたことはあつた。併この流通經濟的現象は極一部分に止つたに過ぎなかつた。反之資本主義時代となるや、此流通經濟的現象が占むる部分が大きとなつたのであつて、農民はその作りたる物の少なからざる部分外部へ賣つて、斯くして得たる貨幣により外部より生活用品を買入れるのである従つて封建時代とは異り、

多量に米穀が取れても、農民が困難する場合が生ずるのである。何となれば折角澤山米が取れても、全く賣れないか、若くは捨値でしか賣れない時には、農民が生活必需品を買ふに要する資金は乏しくなる譯であつて所謂豊作飢饉といふ現象が生ずるのである。この形勢を更に激化したものは明治十年の地租改正の實施であつて是はどうかと言ふに、從來農民は地租を納めるのに米を以てしてゐたのだが、此年から田地一段に付何圓といふ率で地租を納めなければならぬやうになつたのである。従つて農民は自ら米を賣つて其代金の中心から税金を納むる事となり、米價の高低が直接農民の頭の上に利害を齎すやうになつたのである。(封建時代にあつては、農民は米穀を納付したらよかつたのであつて、右の如き負擔は武士階級に課せられてゐたのであつた。)勿論小作人は依然として農作物を以て小作料を納めてゐるから右の影響は地主及自作農者に著しく現はれるのである。

その二、資本主義時代に於ける農民の不利なる地位

次に斯かる變化が何故に農村の窮乏を齎したかと云ふことを説明しやう。以上の如く資本主義時代となりては、農民は農産物を高く賣れば賣る程有利であり、又生活必需品を安く買へば買ふ程有利なのである。然るに是が逆に來たのが今日の農民の状態である。何故逆にならざるを得なかつたかと云ふに、夫は農業が商工業に比し不利なる地位を今日の社會組織上占めてゐるからである。即今日の資本主義經濟組織に於ては、其特徴を速かに理解し以て之を自己に有利に利用することが營利の点より見て緊要事であるに不拘、農業は斯かる事を爲すに付商工業に比較して非常に不利なる事情を包含してゐるのである。換言せば日本農業は未だに封建的非貨幣經濟的部分を多量に持つてゐるのである。即農林省の發表に依れば農家の經營費及家計費を見るに其五割内外は自足經濟的な現物支出なのである。又農産物即米、藪等は需給關係が限定されて居て強力性が少い、従つて資本主義的營利の点より見て甚だ不適當なる商品なのである。加之農民の心理は保守的なるに因り、農民は尙容易に自給自足經濟時代に於ける心理を變へ得ない、従つて農業經營を速かに資本主



義經濟に適應せしむるの努力に欠くる所あり、反つて政府の獎勵と相俟つて多收穫を誇りとするの精神を今日迄持ち續けて來たのであつて、夫が往々にして營利と矛盾しやうが敢て顧みなかつたのであつた。若し農業者にして營利心に忠實であつたならば、或は場合によつては米穀の不作を喜んでゐたに違ないのであつた。時には外國に於て見るが如き穀物の燒却すらも辭さなかつたであらう。私は資本主義時代にありても營利のみを指導原理とせず、社會全般の利益と一致すべき方向を依然として目指してゐて、従つて自らは非常なる困厄に直面してゐる農民こそ、眞に尊ぶべきものではないかと思ふ。

兎に角上述により農民は商工業者に比較すれば、不利益なる地位にあることが分つたであらう。然るに最近に至る迄農村の窮乏が甚しく叫ばれなかつたのは何故であらうか、夫は日本の資本主義が従つて日本の全經濟が最近迄は發展の途上にあつたからである。成程相對的に見れば此時代にありても農民は商工業者に比し不利益なる地位に甘んぜざるを得なかつたのであるが、絶對數に於ては農民の收入は増加したのである。何となれば資本主義が發達しつゝある時代に於ては、日本國全體の富は殖へつゝあるのであつて、農民もその分配に自ら與つたのである。勿論その分配に當りて農民が不利なる地位に立つたのであるが、兎に角農民の富も増したのである。

その三、商工業者の損失が農民に轉嫁せらる

然るに今日に至りては多數の人々の意見によれば、資本主義經濟は全盛の状態ではないのである。この事は第一章に於て概括的に論じて置いたが、今少しく詳細に説明しやう。今日迄資本主義は社會の生産力の發達に非常に貢獻して來たが、今や非常に大なる矛盾が其内部に發生して來たのである。即需給の大なる不一致換言せば商品の巨大なる滯貨が現はれたのである。此結果日本に於ても外國に於けると同様商工業者が當面の損失負擔者となつたのであるが、其損失が少からざる分量に於て農民に轉嫁せられたのである。茲に於て農村窮迫問題が表面上に現はれて大に叫ばるゝに至つたのである。

其次第を次に説明しやう。資本家は利潤を獲得することを目的としてゐるのであつて、製品が賣れなくなれば價格を引下げても賣らなければならぬ。之が爲には先づ生産費を低下せしめねばならぬ。どうするか云ふに原料の價格労働賃銀を安くするのである。然るに原料の大部分は農産品であるから結局農民が犠牲に供せられることとなる。又勞銀が安くなれば、勞銀によつて購はるべき農産品の價格が引下げられざるを得ぬ。是亦農民が犠牲に供せられることとなる。尤も資本家は此場合獨占の力で製品の價格を引上げることがあるが、此場合でも之を買ふ者従つて農民は不利を蒙るのである。又此時代に於ては生産の擴張をやらぬから新しい勞力を必要としない。否反つて産業合理化の徹底により勞力の能率を向上せしめることに因つて使用する勞働者の數が少くなり従つて失業者を生ずるが、而て日本に於ては工場労働者は農村出身者が多い爲之等失業者は農村に歸つて行くのである。乍然農村に歸つた所が仕事はないのであつて、從來一人で間に合つてゐた仕事を無理に二人でやるに過ぎない。従つて農民の生活程度は段々低下して行く。外國では失業者の救済は政府が行つてゐるが、日本では此仕事は主として農村が負擔してゐるのである。其他租税等の點に付ては説明を略するが農民が商工業者の損失を轉嫁せしめられるものがあるのである。

### 第三章 具象的歴史的に日本農村の將來の展望(所謂

#### 農村窮乏の對策)を述べ

##### 第一節 耕地の狭小

以上第二章に於ては日本農村が今日全經濟組織の中に於て如何なる地位を占めてゐるかを説明した。次に斯くの如き状態にある農村は將來如何なる形態を執るべきかを説述し、竟に産業の統制へ發展すべき必然性を持つてゐることを次に説明しやう。但諸論に於ても斷つて置いた通り、上述の四法律を解説することに中



心を置くから或は本章の題目より考ふれば、妥當を欠くやうな論述をするかも知れぬ。  
先づ第一に吾々は日本農村に特有な事情の一を観察しやう。夫は同時に日本全体に取つても重大なる問題である所のもので、即我國は人口に比較して耕地が著しく狭いと言ふことである。次の表を見れば瞭然たるであらう。

諸國ノ人口一人當國土面積及耕地面積 (單位ヘクタール)		
國名	人口一人當國土面積 一九二八—一九二九年	人口一人當耕地面積 一九二八—一九二九年
加 奈 陀	九七・五〇	二・五四
濠 洲	一一九・七〇	一・八五
北 米 合 衆	六・四六	一・一七
丁 班 抹 國	一・三九	〇・七三
佛 蘭 牙	二・一七	〇・六三
英 領 西 印	一・三五	〇・五五
伊 太 利	〇・七五	〇・五一
獨 逸	〇・七二	〇・三三
白 耳 義	〇・三八	〇・三二
和 蘭	〇・四二	〇・一五

大 本	〇・五一	〇・一二
日 本	〇・六一	〇・〇九

(那須皓氏著 (農業政策) より抽出)

此土地の狭小といふことは、我國經濟の根本的の惱であつて、農村窮乏に付ても、其根本的な原因の一であるのである。何となれば耕地が狭小である故農産物の分量は大なるを得ざるに不拘農村の人口は過多であるに因り、自然一人一人の生活程度が愈々低下し従つて、之丈の原因によるも農村は窮乏に悩まざるを得ないのである。

然るに之に關して政府が採つた政策はどうかと言ふに、私は正しかつたと考へるが、結果に於て農村を壓迫するやうになつたものがある。夫は明治初年から政府が執つた産米増殖獎勵策である。特にハッキリ産米増殖計畫として現はれて來たのは明治三十四年の耕地整理法施行である。而て最高潮に達したのは歐洲戰爭當時であつて、米價の暴騰を抑制せんとして行はれた増殖計畫である。最初は内地に對するものであつたが内地産米の増加のみによつては、到底内地の消費量を充し得ざるべく、一朝戰爭の場合には困難を感すべきを以て朝鮮臺灣に對する産米増殖計畫が行はれるやうになつた。

其結果例へば、昭和七年度に於ては一千六十一萬七千石の多額の米を殖民地より移入するやうになつた。この爲、今日では内地米は殖民地米の壓迫を受けて米價が一般物價に比べて、低位にあるやうになり、内地の農民は非常に困つてゐるのである。於茲、第六十三議會に於て米穀法を改正し殖民地よりの米の移入分量を政府の手に依り調節し得ることとした。然るに今度は滿洲が此壓迫作用に加はると言ふのである。どういふことかと言ふに、朝鮮では滿洲の粟を食つて、米を内地に移出する。朝鮮へ滿洲の粟が安く而も多量に輸入されては結局内地の米價を安くするやうになる。夫で同改正法に於ては更に之粟の輸入に付ても政府が調



節することが出来るやうにしたのである。尙その上、粟丈では足りないと言ふので、第六十四議會を通過した米穀統制法に於ては高粱及黍の輸入に迄政府は調節の手を伸し得ることとしたのである。此殖民地の米作の増殖と事情を等しくするものに外國米の輸入の問題があるが是亦大体同様の経緯を通過して結局米穀法次いで此の米穀統制法に於て輸入に付政府が調節する仕組になつてゐる。

## 第二節 資本主義の影響に對する對策

### 第一項 總論

第二章に於て日本農村が資本主義經濟の浸潤により窮乏を招來した事情を相當詳しく説明したが、斯くの如く農村が商工業者に比し不利益なる地位に立たしめらるゝといふことは、換言せば米價の如き農産物の價格が他の物價に比し割安であるといふことを意味するのである。従つて農村の窮乏を救はんことをせば不相當に低落した農産物の價格を引上げるといふことが眼目でなければならぬ、是米穀統制法、製絲業法改正が出来た所以である。而て右に比ぶれば附隨的の意義を持つに過ぎぬが、資本主義經濟の今日に於ては其特徴の一は金融的現象であるが、農民をして金融的困難から脱出せしめ進んで金融の便を受せしむることが、農民の地位を改善するものなるを以て農村不負債整理組合法、農業動産信用法が出来たのである。先づ米穀統制法から説明しやう。

### 第二項 米價統制

その一、協同組合による統制と國家による

統制米價を高きに維持しやうとするならば、一定の價格では賣らないぞと言ふ強い力を農民が持たなければならぬ。商工業に於ては現在この力を持つてゐる。即カルテルとかトラストの力により價格を統制してゐて一定の價格以下では賣らないのである、加之原料を買ふ場合に於ても之以上の價格では買はないとしてゐる。斯くて今日の資本主義經濟は獨占時代なりと稱せられるのである。

然らば農民は如何にして此力を備へる可きかと言ふに、此点に於て封建時代に於て農村を窮乏より救つた所の備荒貯蓄制度によつて培はれた相互扶助の精神が役立つのである。此精神は協同組合に於て組織化されてゐるのであるが、就中産業組合は最近に於て發達が著しく、既に三百四十萬人の農民、の参加を得て居る。昨年四月大阪に於ける産業組合大會に於ては産業組合擴充五ヶ年計畫案が決議され、目下着々實行中である。右の産業組合の外に任意組合、同業組合、畜産組合等組織せられて居つて何れも農業經營の統制に向つて努力しつゝある。

此等の協同組合は結局營利主義以上の指導的理念に基くものであり、即協同化を以て支配されるものであつて、此協同組合的精神と組織とを徹底することにより、生産、配給、價格、信用の統制を行はんとするものである、而て漸次發達の途上にあるも中間商人排除の点に於ても未だ充分ならざるの憾あるのみならず農産物價格の統制といふ点から云へば殆んど無力なる状態にある。

何故無力であるかと云ふに、結局協同組合の組織が全農民に行き亘らず且其團結力が弱いと云ふことに起因する。

何にせよ、我國の農業は非常に小規模な經營であつて經營單位としての農家は全國に何百萬戸もあるから其多數の國の自由意思で、相協力して統制を行ふといふことは非常に困難である。従つて協同組合を強制加入的のものにしなければならぬといふ議論が出るのも茲に原因するのであつて、何時迄も自由主義時代の協同組合の精神を固執するは不可である、工業に於ても然りであつて、中小工業家が多數に存在して居た時代にはカルテルの如きものは出来なかつたのであつて、中小工業家が没落して行つて少數の大資本家の手に經營が集つたことに因つて、始めて獨占時代が到來したのである。然れども中小農家の没落を待つことは言語同斷のことであるから、於茲政治的手段によつて統制を試みるといふ方法を加味することが必要になつて來る。日本にあつては、歴史的に觀察するも殊に然りでなければならぬ。従つて種々の統制策の法律化が自然



生じて来る譯である。而て協同組合の強度化及強制加入式化に付ての立法のみによりては米價統制の目的を充分に達し得ないのである。協同組合の組織は根本的には自治的であつて、而も組合員たるべき農民の数は巨多に上るから、どうしても統制に於て缺くる所があるのである。従つて協同組合以外に於て、國家の權力を直接行使することによつて米價の統制を行ふことが必要になつて来る。米穀統制法は正に夫である。次に米價統制に關する國家の干渉を明治初年より史的に觀察して見やう。

その二、國家による米穀統制の史的觀察をなし以て米穀統制法に及ぶ

明治時代にありては我國の米穀の生産量は人口と略々相應じて居つて、従つて政府の米價統制策は豊凶其他一時的の原因によりて、米價が急激に騰落するのを防止するに止つてゐた。従つて其政策たるや臨機應變的のものであつて断片的にして恒久的性質を有するものではなかつた。

然るに其後人口が急激に増加して來たのであつて、明治末年より大正時代にかけて、國際收支關係上、或は軍事上、米穀生産量の不足が漸く表面に問題化せられて來た。第三章第一節に述べたるが如く此趨勢は歐洲大戰時代に強度化せられたのであつた。即ち商工業の生産力の發展は人口の増加と消費量の増大とを促したに不拘他方米穀の生産量が夫に伴つて増加しなかつた。何となれば商工業に投資する方が有利である爲、耕地面積の擴張が中止せらるゝこととなり、加之反當收穫高が從來増加の傾向を有したに不拘大正六、七年頃より停頓の徴候を現はすに至つたからである。

抑々米穀の生産量が人口を養ふに足りなかつたのは明治三十年以來のことであつて、政府はこの不足を補はんが爲に外米を輸入せんとしたのだが、之が内地の米價を安くしたのであつて、結局内地産米の増加を抑止する結果となつた。然るに歐洲戰爭時代に於ては此外米輸入に困難するやうになつたから遂に食糧不足の問題が激化するに至つた。

其處で政府は殖民地産米増殖計畫を考案し實行するに至つたのであつた。而て米穀の分量及價格に付恒久

的の方針を決定するの必要を悟り茲に大正十年始めて米穀法が制定されたのである。

然るに此政策實行に因り殖民地米の生産が非常に増加したことは前述の通りであつて、米穀供給過剩状態となり、米價は大正十四年を境として漸落の歩調を取り始めた。搦て、加へて前述の如く時恰も日本資本主義經濟の非全盛期に相當し、農村は商工業者の損失を轉嫁せしめらるゝの不利なる地位に置かせられた爲米價の如き農産物の價格は一般物價に比し割安となり、更に全世界に通ずる不景氣により農村の困窮は愈々大となつた。於茲米穀統制の問題は更に轉じて米價を適當なる高さに於て維持しなければならぬと云ふ点に眼目が置かれることになつた。夫が法律化したのが第六十三議會の米穀法の一部改正である。

一体米穀法の主眼とする處は政府が買出動或は賣出動をすることにより米穀を常に一定の高さに維持しやうと言ふのである。乍然米の賣買は各個人の自由に放任せられてゐるのであつて、米穀法は政府が一個人の資格で商人相手に市場に出動して米價を統制しやうと言ふのである。無論龐大なる資金を以て而も見當も付かないやうな莫大なる損失を覺悟の上で政府が行ふのなら或は米價の統制を實現し得るかも知れぬが、國家の財政は到底之を許さないのである。又そんな非打算的な真似は出來ないのである。現に米穀法運用以來の損失は、小資金で實施してゐるに不拘、今日迄に既に一億八千五百萬圓に上つてゐる位である。而も此損失は米穀法實施以來十一年間の政府賣却の一億三千二百萬圓の米に付て生じたのである。斯くて米穀法の米價調節作用に對しては大なる希望を繋ぎ得ないと云ふのが一般の見解である。是は第六十四議會の米穀統制法に付ても同様であると言ふ人がある。

乍然私は米穀統制に關する法は漸次その理想へ一步一步近づきつゝあるものなりと考へ得る。其次第を次に述べやう。先づ米穀法から説明して行く。米穀法の内容の概要は次の通りである。

- (一) 政府自ら米の買入、賣渡、交換、加工、貯藏、貸付(米の)を行ふ
- (二) 基準米價を告示す



(三) 米の輸出入は許可制度とし、且政府は輸入税の増減又は免除の自由を持つ

(四) 政府は米の現在高調査、米穀生産費、家計費調査を爲す

而て米穀法の眼目とする處は(一)の事項中の米の買入、賣渡である。尤も米の買入を爲せば必然に貯蔵が必要となり、貯蔵は長期に亘るを通常とするを以て、古米整理の爲の買換が必要となつて来る譯である。

然らば政府は如何なる場合に買出動を爲し或は賣出動を爲すかと言ふに、

(一) 買出動の場合  
市場相場(政府指定の)が、別に定むる最低價格以下に低落したる場合に行はれるものであつて、買入價格は時價に準據して定め且之を告示するものである。  
尙例外として買換の場合及輸入を目的とする買入に付ては、買入價格が時價に準據するのみであつて其他の拘束を受けないのである。

(二) 賣出動の場合

市場相場(政府指定の)が、別に定むる最高價格以上に昂騰したる場合に行はれるものであつて、賣渡價格は時價に準據して定められ且之を告示するものである。  
尙例外として、買換の場合、貯蔵米整理及輸出を目的とする賣渡に付ては單に賣渡價格を時價に準據せしめることを要するのみで、其他の拘束を受けないのである。

乍然初期の米穀法に於ては、最高及最低の基準米價を決定告示することを爲さず、政府獨自の見解に従つて適宜決定してゐたのであつた。(尤も形式上米穀委員會に諮問することとなつてはゐたが)然れども非難があつた爲、政府は昭和五年の米價調節調査會の答申に基き、昭和六年度より上述の如く決定告示することとなつたのである。此基準米價の決定告示と云ふことは米穀法の一進化を示すものである。  
次に此最低及最高の價格は如何にして決定されるかと言ふに、原則として米穀法第五條に次の如く規定し

てゐる。

「最低價格又は最高價格は命令の定むる所に依り左に掲ぐる事項を基礎として之を定む。米穀生産費。家計費、米價指數の物價指數に對する割合の趨勢に依り算出したる價格即率勢米價」。

然るに、米穀生産費、家計費等は調査未了なりしを以て、單に率勢米價のみに依り最低及最高の價格を決定した。然るに斯くして決定せられたる最低價格は米の生産費を割るの低位にありとの論難ありし故、昭和七年の臨時議會に於て左の如く改定せられた。

「最低價格は昭和八年十二月末日に至る迄は、命令の定むる米穀生産費に依る。而て決定に當りては、米穀委員會に諮問して之を定む。(昭和七年法律第三十四號)之等の基準米價は、毎年十二月に決定告示せられる。尙米穀法施行令第九條には、基準米價の決定に付次の如き條文を掲げてゐる。

「經濟狀況の異常なる變動により、物價の變動著しき場合に於ては、最低價格及び最高價格は第三條及第四條の規定に準じて之を改定することを得。九月一日以後米穀の需給狀況に著しき變動を生じたる場合又は生ずる虞ある場合に於ては、最低價格は率勢米價の下値二割に相當する價格を以て之を改定することを得」

次に米穀統制に關し重要な關係を持つてゐる所の米穀貯蔵に付説明して見やう。米穀貯蔵といふことは、常平倉制度の思想に基いてゐるのであつて、端境期に於ける米穀所有理想高は約二百五十萬石とされてゐる。而して貯蔵設備としては、政府は現在東京、大阪、名古屋、門司、新潟、酒田の六箇所(國立米穀倉庫)を設置し、その收容力は八十萬七千石程と推算せられて居る。尙其他各地に民間指定倉庫を置き寄託貯蔵を行つてゐる。其民間指定倉庫は一連三府二十五縣に散在し、收容力約三百二十餘萬石と目されてゐる。尙茲で資金の事に付一言して置く。米穀統制の爲に使用し得る資金は最初は最高二億圓の借入資金であつた。然るに施行後四年にして之金額は二億七千萬圓に増し、昭和六年には三億五千萬圓に上り、同七年には



更に四億八千萬圓而て今次の議會に於ては更に七億圓に増額することが決議されてゐる。然るに米穀法施行後今日迄十一年間に於て右の資金により實施の結果、實に一億八千五百萬圓の損失を揚上してゐる。世人は斯くの如き巨額の損失に値する丈の實績を擧げ居れるやに付反省する要ありと言つてゐるが、兎に角速かに米穀特別會計の整理を斷行する要あることは明かである。又世人の一部には今後は一層米穀統制事務に當る機關の組織取及人選に付特別の考慮を拂ひ以て損失額を出來得る限り減少する要ありとの説が唱へられてゐる。要之米穀法は農村救済の要求を充すべく充分なる内容を持つてゐるとは言へないのである。於茲今次の議會に於て米穀統制法が成立した。後藤農相が議會で爲した説明を次に掲げて米穀統制法の趣旨を明かにしよう。

「米穀統制法案提案の理由を御説明申し上げます。我國に於ける米穀の數量及價格の調節に關しまして、は從來主として米穀法の運用に依つて之を行ひまして、大正十年同法の施行以來、前後三回に亘る改正に依りまして、漸次其機能を擴充して參つたのであります。我國に於ける諸般の米穀事情の變化は、從來の調節方法に依りましては、其情勢に順應して、眞に有效適切なる米穀政策を遂行するには不十分なりとせらるゝに至つたのであります。是に於きまして、政府は米穀の數量及價格の調節上、更に有力なる統制制度を樹立するの必要を認めまして、昨年十一月以來米穀統制調査會を設置し、之に對し米穀の統制に關する方策を諮問致しました。同調査會は各委員の多大なる努力に依りまして、本年一月其調査の結果を答申する運びに相成りました。政府に於ては右の答申を適當と認めまして、之に基いて本案を提出することに相成つた次第であります。其大要を申し上げます。政府は毎年米穀の最低價格及最高價格を公定致しまして、右の公定價格を維持する爲に最低價格に依る賣渡の申込、又は最高價格に依る買入の申込に應じて、米穀の買入又は賣渡を爲すことに依つて、米價を常に公定價格の範圍内にあらしめんことに努めんとするものであります。又道府縣、朝鮮又は臺灣を通じまして出來秋に於て米穀が市場に殺到する

ことを防止する爲に、政府に於て米穀の買入を行ひ、其管外移出數量を月別平均的ならしむる方策を講じやうとするのであります。尙米穀の統制を圖る爲に、從來の如く米穀の輸出入の許可制度、及米穀又は粟の輸入税の増減免除の制度を設けます外、更に必要と認めます場合には、粟、高粱、又は黍の輸入の制限及高粱又は黍の輸入税を増減免除することを得ることに致したのであります。」  
斯くして今議會に於て成立したる米穀統制法の内容を検討するに、米穀法と異なる所は三点である。即(一)季節的數量の調節を強調してゐること。(二)從來政府の意志により買入、賣渡を行つてゐたのを、民間の申込に應じて、公定價格を以つて、政府は無制限に買入、賣渡をなす義務を生じたること。(三)米の外、粟、高粱等雜穀の輸入制限をなし得ること之を換言すれば、米穀統制法は米穀法に比し、統制の程度が幾分増加したと言ふことが言へる。乍然根本に於ては大差ないのであると言つて差支ない。

更に右の意味を詳説せん。先づ今日米穀統制上、最も問題となつてゐる殖民地米の移出管理に關しては一指だに觸れてゐない。又骨子を成す米價公定に付て言へば、其算出方法は從來のものと同一なのである。茲で米價公定に付て問題となるべき点を考察して置かう。夫は最低價格決定の基礎たる米穀生産費の算定方法に付てである。平均生産費の決定に付ては更に困難がある。現に農林省と帝國農會との算出には、昭和七年度の計算に於て二圓四十九錢の差額があるのである。

何故に米穀生産費の算定が困難であるかと言ふに一口に言へば生産費の内容が複雑で調査上困難が多いからである。先づ第一に生産費の内容が複雑なることを説明せん。二、其内容は直接の生産費たる勞賃、畜力費種子、肥料、間接生産費たる小作料、土地資本利子、農舍農具其他より成る。併重要なる項目は勞賃、小作料、土地資本利子、公課等である。第二には地代を拂はざる土地の上に(祖先より傳來の土地又は購入せる土地)或は地代を要する借地の上に農業を經營することあり、又現金支出を要する諸經費を以て或は自家生産の諸材料及家族の勞力支出を以て營まるゝものなる故、生産費の調査は非常に困難である。就中取費上同



題となるは、自給肥料並に自家勢力の評價、自作地の土地資本利子の三点である。我國の農業經營は小規模にして其の勞働の大部分は農家の自家勞働である。従つて一々勞働を支拂ふことなきも、勞働を算定して生産費の中に加ふべきである。然れども此算定の標準を如何にすべきかは困難なる問題である。自作地の土地資本利子の計算に付ても困難なる問題があるのであつて、土地資本利子を地價より算出するか、小作料より算出するかが特に問題となる。要之これら三点に付て難問あるは、その計算は見積による計算を中心とするからである。更に生産費の調査項目中に他の要素を加ふべきことに付論議されてゐる。即先づ帝國農會より次の如き提議が出でゐる。「生産費の調査項目中に部落協議費及戸數割の一部を加へ、尙基準市場に至るまでの運賃諸掛を加算すべきなり。」最近には政友會が右と大体同意の建言を後藤農相に爲した。農林省に於ては、之等の意見を參酌して、最近開催の米穀生産費調査協議會に對し、左の如き農林省の調査項目改定案を提示してゐる。「一、生産費調査項目中に戸數割の一部を加ふること。二、生産費調査項目中に部落協議費、水利費の一部を加ふること。三、生産費調査項目中に米穀検査手数料を加ふること。四、最低價格を決定するに際し生産費とは別個に生産地から買上市場までの運賃諸掛を斟酌すること。」

而て農林省は右調査協議會の會議の結果を參酌して右の問題に付て考究したが、左の如き成案を得たので近く法制局に廻付し、來月中旬頃公布することになつた由である。此成案に於ては農林省は農會等の希望の一部分のみを採用してゐるに過ぎないのである。

「成案の要點は生産費調査項目中に部落協議費、戸數割水利費の一部と米穀検査手数料を加へることであつて、運賃その他、諸掛は生産費に加ふべきものに非ずとの見解から飽迄衆議院の付帯決議、農會方面の要望を排して物價その他の經濟事情に於て之を斟酌し統制法の施行令で規定することになつてゐる。」

尤も右改正に基いての調査が完了するのは十二月十日前後になるから、十月一日より施行される統制法の公定價格の決定に付ては間に合はないのであつて、従つて新法最初の公定價格は七年度生産費（二十圓八十

六錢)を基準とすることになるのである。

尙米穀統制法に付ては資金の點に付疑問を以つてゐる人がある。運用資金を此度七億圓に増加してゐるが従來よりの損失額が一億八千萬圓程あること及びその他の理由により、實質的には四億圓の資金があるのみである。然るに出廻調節の爲年々約六百萬石の買入を行はねばならないし、更に豊作の年には公定價格維持の爲に無制限に買入を實行せねばならないとすれば、上記の如き小額の資金を以ては充分に此法律の施行が出来ないのではなからうかと言ふのである。此點が米穀統制法運用上最も困難なる點ではないかと思ふ。又斯くの如くにして結局專賣案への途が開かれるのではなからうか。

次に茲で專賣案のことに付一言して置かう。米穀統制法は上述の如く、従來の米穀法と大同小異なのであつて、従つて次の如き欠陥を不相變免れることは出来ないのではなからうかと、一般に考へられてゐる。

先づ第一には國家財政に莫大なる損失を負擔せしめることである。第二には所期の目的を達することが困難なる点である。此二者は相關的關係に立つてゐる。即元來此等の法の精神は米價の安き時に買入れて、高き時に賣出す筈なれば、損失はなく反つて利益を擧げ得ると言ふ計算であつたのである。然るに、いざ實施して見ると、結果は反對になつて、一億八千五百萬圓といふ莫大な損失を招來したのである。何故損をしたかと言ふに米價を釣り上げやうと思ふて、買上をしたけれども、豫期の如くの米價が昂騰せず、結局政府が古米整理の爲に賣却する時安値に捨賣をするの豫儀なきに立ち至つたからである。(尤も米を保管する爲に莫大なる經費を要したと言ふことも損失の一原因である)。

此等の法が右の如く充分その目的を達し得ざる根本原因は、米の賣買に付、一方各個人の自由競争に放任しながら、他方に國家が之等の個人を相手にして市場に出動し、米價を調節せんとする点にあるのである。従つて米價調節の目的を充分に到達せんとせば、自由競争を廢止しなければならぬ。換言せば更に一層強度の統制へ進まなければならぬのである。即米穀專賣案が唱へられる、所以である。現に此度の米穀統制法



案を考へた所の農林省米穀部顧問會議が審議するに當り農林省より参考案として三案を提出したが、其の一は實に米穀專賣制そのものであつたのである。

乍然從來米專賣案として唱へられてゐる所のものは、大部分の場合に於て米の生産統制に付考慮してゐない。併し今日の米價低落は米の生産過剰といふことが重要な原因であるから、生産統制に觸れない所の專賣案は不完全であると言はねばならぬ。米穀統制法案を審議した際にも政府當局は此点に付非常に考慮した様である。左に掲ぐる後藤農相の演説を讀めば此点が納得されるのである。

「御承知の如く米穀統制調査會に於きましても、將來の生産を統制すると言ふ問題は、喧しく論議されたのであります。唯之を本法案の中に入れるのは適當ではありませぬし、又生産統制の問題は、非常に複雑なる關係を有つて居ります。別箇に深く考究する必要が有ると云ふ趣旨を以ちまして、統制調査委員會は此生産統制のことを今後十分考究して、方策を立てると云ふ答申の一項を附加して參つたのであります。政府に於きましても此の趣旨に基き、將來の生産を統制する問題に付ては、深く考究いたしたいと思つて居ります。此の米穀法案の運用を、長く十分の効力を發揮させる爲には、一面に於て今後の生産と云ふ問題に、相當な注意を拂はなければならぬと云ふことは御説の通り考へて居ります。唯我が國の米國需給の狀況は、一時の増産を以て直ちに將來益々唯そう云ふ傾向のみ殖えると考へる譯には參りませぬ。人口増加の趨勢と、國土の面積の關係等から、又或る時期に於ては、米穀の不足を生ずることも、恐らく考へなければならぬのであります。今後の米産の計畫實施の進行を、どう云ふ程度に調節するかと云ふことは、餘程慎重な考究を要する問題であります。今後各關係の方面と十分なる考究を遂げたいと考へて居るのであります。」

### 第三項 他の三法律を中心としたる農村救済策

#### その一、製絲業法の改正

明治維新頃迄は日本農村は自給自足經濟を營んでゐたのであつて、自分の所で使ふものは、殆んど凡て自分で造つてゐた。此外小規模の手工業を行つてゐた。之等の勞働は農閑期に於て行つたのであつて、以て農民は其の勞力を遊ばすことの不利益を免れた。然るに資本主義經濟時代に入るや紡績工場や織物工場から廉價な綿糸布が出来るやうになつた爲、農村副業としての糸紡ぎや織仕事が大體日清戰爭を境として廢しせられた。其他醬油、味噌等に付ても同様である。

併農民は農閑期に働かなければ、到底其の生活を營むことが出来ないから、茲に新しき副業を見付けなければならなくなつた。斯かる意味の副業問題が喧しくなつて來たのは日露戰爭頃からである。此種の副業の一つとして養蠶が叫ばれたのである。日本の養蠶は斯くの如き事情に因つて其發達を促されたのである。然るに資本主義經濟が非全盛期に入りし爲、米價に付て説明した如く商工業者の損失が農民に轉嫁せらるるに至り、繭の値段が下降し始めた。加之全世界的不況と人造絹糸の出現とは、其下降に拍車を加へたのであつた。茲に於て生絲の價格維持に付、或は自治的統制の方法に依り、或は國家統制の方法に依り種々の努力が試みられたが、一として奏效しなかつたのである。生絲の價格維持を目的とする諸々の統制が何故無力であつたかと云ふに、第一の理由は生絲の消費者は外國人であるが爲であり、第二の理由而も根本的な理由は人造絹糸の出現である。

此人造絹糸の壓迫は將來益々加はるものと見なければならぬのであつて、恐らく其影響する處遂に農村經濟の根本的改革に迄至る可能性がある。例へば明治維新迄は内地の農村に於て綿、甘蔗、藍等を栽培してゐたが、印度の棉花、熱帶地方の甘蔗、及アニリン染料の壓迫を受けて遂に之等の栽培は日本の農村から消えて行つたのである。

兎に角現在に於ては政府當局並に民間に於て生絲の價格維持の爲凡百の手段を盡してゐるのであつて、今議會を通過した生絲共同施設組合法もその一である。如何なる趣意の下に立案されたかと云ふに、後藤農相



は今議會に於て次の如く説明してゐる。

「曩に制定せられたる製絲業法に於きましては、製絲業は之を營むのに免許を要すること致しまして之に由つて從來の我が製絲業界の缺陷でありました、不健全なる小規模工場の出現を阻止致しまして、斯業界を健全ならしむるに資せんと致したのであります、併ながら一方現存の製絲工場は、總て同法に依つて存続を認められて居ります、其多數の現存小規模工場に付ては、別に適當な改善の方策を講ずる必要がありません、即ち其の共同施設を講ずるが如きは、其方策の一でありまして、政府に於ても現に是が獎勵を致しつゝある次第であります、是が爲には右の目的を達するに適當な組合の制度を設けることが、必要と存せらるゝのであります、本法律案は右の趣旨に依りまして、新に製絲共同施設組合の制度を設けんとするものであります、之に依つて製絲業の改善發達及統制に資せんと致す次第であります。」

尙右の外現下に於ては生絲統制を目標とする二つの重要な考案が提出されてゐる。即ち原蠶種國家管理法と輸出生絲販賣會社法案であるが説明を省略する。

### その二、農村負債整理組合法

次に農村負債整理組合法につき略言せん。現時の農業は既述せるが如く、要するに引合はない商賣であつて、之の結果が年々重つて遂に今日の如く農民は巨額の負債を擔ふに至つたのである。そこで先づ此負債を整理しなければならぬと言ふので第六十三議會に於て不動産融資及損失補償法並に金融債務臨時調停法を通過せしめたのである。今議會の農村負債整理組合法は更に一層徹底して負債を整理せしむるに役立たせやうとするのである。後藤農相が今次の議會に於て爲した左の演説を讀めば右の意味を了解し得るのである。

「農山漁村の經濟更生を圖る爲に農山漁家の負債整理の途を講ずるの必要があります、而て農山漁村に於ける此負債整理に付きましては、農山漁村住民が、其隣保共助の精神を基調とする團結の力に依りまして、組〇的に、計畫的に、之を行ふことは適切なる方法であると信するのであります、仍て政府に於きましては、負債整理組合に關する制度を立てまして、尙之に伴ふ負債整理資金の融通に關する方策を講ずること、致し、茲に農村負債整理組合法案を提出致したのであります。」

本法案の要旨を簡単に申しますれば、第一に農山漁村の住民をして隣保共助の精神に則り、無限責任又は保證責任組織の組合を組織せしめ、之に依つて負債整理の事業遂行を致させやうとするのであります、第二に市町村負債整理委員會を設置しまして、之を以て負債整理組合の幹旋に依る負債條件緩和に關する協定が成らなかつた場合に於ける協定幹旋の機關と致しました、第三に負債整理組合及市町村負債整理委員會の幹旋に依つて、負債の條件緩和に關する協定が成立致しませぬ場合に於きましては、金融債務臨時調停法に依る調停との聯絡を取ることに致しました、第四に負債整理組合の負債整理事業の遂行を客易ならしむる爲に、市町村に於きましては負債整理組合等に對し、負債整理資金の特別融通を爲し得ることと致しました、さうして市町村が此特別融通の結果損失を受けました、ときは其損失に付て道府縣は市町村に對して特別融通總額の三割以内の金額を補償することと致しました、又政府は道府縣に對して、三千萬圓を超わざる限度に於て其損失補償金の半額を補給してやることと致し、尙ほ道府縣損失補償金中政府から補償を受けざる額に付きましては、原則として道府縣と市町村との間に其損失を分擔することに定めたのであります。」

### その三、農業動産信用法

以上の負債整理組合法により農民の借金の整理が出来るとしても、今日の農民は、農業經營上必要なる種子、肥料等買入れる資金を持たない。或は次の刈込迄一家族の口を養ふ丈の金がないのである。於茲此窮乏を補ふ目的を以て、農業動産信用法が出来たのである。此法に關する後藤農相の説明を見るに左の如くであつて、大体その趣旨を明かにすることが出来るのである。



「農山漁村に於ける金融の實情に鑑みまして、農漁業者の擔保力の増加を圖り、其生産資金供給の圓滑を期する爲に、新たに先取特權及農業用動産の低當に關する制度を設けまして、信用組合等に依る農漁業金融の圓滑を圖るに資すること致し、茲に農業動産信用法案を提出いたしました譯でございます、法案の要旨は第一に農業及漁業等の經營用品の購入等に必要な資金の貸付を致します場合に於ける、特別の先取特權を認めることと致し、第二に農業者及漁業者等の債務の擔保にする爲め、農業及漁業等の經營に用ふる重要な動産の上に抵當權を設定し得ることと致しました、第三に以上の先取特權若しくは農業用動産抵當權を取申し得るものは信用組合、其他特定の法人に限ることと致したのであります。」

## 結 論

以上私は日本農村の窮乏問題を歴史的に具象的に考究したのである。將來の日本農村の經營組織は正に如何なり行くべきか或は如何になり行くであらうかといふ問題も、従つて、日本農村の將來史的發展として觀察したのであつて、結論と見る可き点は既に本論第三章に於て、闡説して來たのである。私の趣旨は結局する處、「吾人の當面してゐる問題は、現實に存在する日本農村を對象としてゐるのであつて、勿論此問題の國際性をも考究するの要はあるが、吾人が此問題を扱ふに當りては、常に具象的態度を把持しなければならぬ」と云ふことを強調することである。「社會問題としての危険思想善導の問題も、かゝに観点に立てば容易に解決し得るのではないかと考へて居る。」

尙一寸注意して置くが最初に於て述べて置いた通り、現在は流通經濟時代であるから農村のみの更生は絕對にあり得ない。全經濟組織が更生することが農村の窮乏を救ふ爲には缺くべからざる要件である。

終

(昭和八年五月二十八日記)

## 附録ノ一 米穀統制法

- 第一條 政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節シ米穀ノ統制ヲ圖ル爲本法ニ依リ米穀ノ買入及賣渡ヲ行フ
- 第二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年米穀ノ最低價格及最高價格ヲ定シ之ヲ告示ス  
前項ノ最低價格及最高價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀生産費、家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム前項ノ規定ニ依リ定メタル最低價格又ハ最高價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物價ノ變動著シキ場合又ハ米穀ノ需給狀況ニ著シキ變動ヲ生ジ若ハ生ズル虞アル場合ニ於テハ之ヲ改定スルコトヲ得
- 第三條 政府ハ前條ノ最低價格又ハ最高價格ヲ維持スル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ最低價格ニ依ル賣渡ノ申込又ハ最高價格ニ依ル買入ノ申込ニ應ジテ米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ爲ス
- 第四條 政府ハ道府縣ヨリ該地域外ニ又ハ朝鮮若ハ臺灣ヨリ内地ニ移出スル米穀ノ數量ヲ月別平均的ナラシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ出廻期ニ於テ米穀ノ買入ヲ爲シ出廻期後ニ於テ米穀ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム
- 第五條 政府ハ必要ニ應ジ所有米穀ノ貯藏、買換、交換、加工及整理ノ爲ニスル賣渡並ニ輸入ヲ目的トスル米穀ノ買入及輸出ヲ目的トスル米穀ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム
- 第六條 政府ハ米穀ノ買換ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ買換ニ代ヘ買換ノ爲賣渡ヲ爲サントスル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得
- 第七條 米穀ノ輸入又ハ輸出ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第八條 政府ハ米穀ノ統制ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ粟、高



粟又ハ黍ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第九條 政府ハ米穀ノ統制ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀、粟、高粱又ハ黍ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

第十條 米穀生産費家計費並ニ米穀其他ノ穀物ノ生産高、現在高、移動及價格ノ調査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 政府ハ前條ニ規定スル事項其他米穀ノ統制ニ關シ必要ナル事項ヲ調査スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀其他ノ穀物ノ生産者、取引業者、倉庫業者其他占有者ニ對シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ其ノ營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證明スル證券ヲ携帯スベシ

第十二條 第七條ノ規定ニ違反シテ米穀ヲ輸入若ハ輸出シ又ハ第八條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ粟、高粱若ハ黍ヲ輸入シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ米穀、粟、高粱又ハ黍ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其價額ヲ追徴ス

營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ前項ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第七條ノ規定又ハ第八條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ第七條ノ規定又ハ第八條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

第十三條 第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ妨ゲタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

米穀法ハ之ヲ廢止ス

本法施行前米穀法第三條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ本法第七條ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス  
本法施行前ニ米穀法ノ罰則ヲ適用スベキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ仍其ノ罰則ヲ適用ス

米穀需給調節特別會計法中改正法律

米穀需給調節特別會計法中左ノ通改正ス

第一條中「又ハ貯藏」ヲ「貯藏又ハ貸付」ニ改ム

第四條ノ三中「四億八千萬圓」ヲ「七億圓」ニ改ム

第六條中「貯藏」ヲ「貯藏貸付」ニ改ム

### 附 則

本法ハ米穀統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 附 錄 ノ 二 製 絲 業 法 中 改 正 法 律

製絲業法中左ノ通改正ス

第一條第二項中「本法」ヲ「第二條乃至第十一條及附則第二項ノ規定」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

玉絲ノ製造ヲ業トスル者ハ命令ヲ以テ規定スル者ヲ除クノ外第十二條乃至第二十七條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ製絲業者ト看做ス

第八條中第一號ヲ削リ第二號ヲ第一號トシ第三號ヲ第二號トシ第四號ヲ第三號トス

第十二條 製絲業者ハ其ノ製絲業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ生絲共同施設組合ヲ設立



スルコトヲ得

第十三條 生絲共同施設組合ハ法人トス

第十四條 生絲共同施設組合ハ組合員ノ製造シタル生絲ニ加工シ又ハ加工セスシテ其ノ生絲ノ共同販賣ヲ行フ

生絲共同施設組合ハ前項ノ事業ノ外左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 組合員ノ營業ニ必要ナル物ノ共同購入、共同設備ノ設置及資金ノ貸付

二 組合員ノ製造シタル生絲ノ検査

三 組合員ノ營業ニ關スル指導、研究及調査

四 前各號ニ掲クルモノ、外組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

第十五條 生絲共同施設組合ノ組織ハ無限責任、有限責任及保證責任ノ三種トス

無限責任ノ組合ニアリテハ組合財産ヲ以テ其債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ連帶

無限ノ責任ヲ負擔シ有限責任ノ組合ニ在リテハ組合員ノ全員カ其ノ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ保證

責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出

資額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

第十六條 生絲共同施設組合ハ其名稱中ニ生絲共同施設組合ナル文字及組合ノ組織ヲ示スベキ文字ヲ用フヘ

シ

生絲共同施設組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ生絲共同施設組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第十七條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十八條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ其事實ノ生シタル後二週間以内ニ之ヲ登記スヘシ

登記スヘキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十九條 生絲共同施設組合ノ組合員タル資格ノ制限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 生絲共同施設組合ヲ設立セントスル者ハ定款ヲ作成シテ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條 生絲共同施設組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之ニ署名又ハ記名捺印スヘシ

一 目的

二 名稱

三 組織

四 地區

五 事務所ノ所在地

六 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

七 組合員ノ有スベキ出資口數ニ關スル規定

八 保證責任ノ組合ニ在リテハ保證金額ニ關スル規定

九 剩餘金處分及損失分擔ニ關スル規定

十 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

十一 組合員タル資格ニ關スル規定

十二 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

十三 役員ニ關スル規定

十四 會計ニ關スル規定

十五 組合カ公告ヲ爲ス方法

十六 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其時期又ハ事由

第二十二條 生絲共同施設組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立



ノ登記ヲ爲スヘシ  
登記スベキ事項左ノ如シ

- 一 前條第一號乃至第四號、第六號、第八號、第十六號及第十七號ニ掲ケル事項
- 二 事務所
- 三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額
- 四 無限責任ノ組合ニアリテハ各組員ノ氏名又ハ名稱及住所
- 五 保證責任ノ組合ニ在リテハ各組員ノ氏名又ハ名稱住所及保證金額
- 六 設立認可ノ年月日
- 七 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ケル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スヘシ但シ前項第三號ニ掲ケル事項ニ付テハ毎年事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 生絲共同施設組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ

理事及監事ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 組員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ三ヲ超エザル範圍内ニ於テ出資口數ニ應ジ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十五條 生絲共同施設組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款ニ違反シタル組員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十六條 組合ノ事業又ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲ガ法令、定款若ハ行政官廳ノ命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ行政官廳ハ總會ノ決議ヲ取消シ、理事、監事若ハ清算人ヲ解任シ組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ヲ解散スルコトヲ得

第二十七條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至、第五十五條、第五十九條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條、第七十三條、第七十四條、第七十八條乃至第八十一條及第八十四條第一號、非訟事件手續法第一百十七號、第一百十九條乃至第二百二十二條、第二百二十八條、第三百三十八條ノ三、第四百一十一條乃至第五百零八條、第六十五條、第六十七條乃至第七十八條及第二百八條並ニ産業組合法第五條第六條、第十條、第十一條第一項、第十二條、第十七條第一項、第十八條乃至第二十四條、第二十六條乃至第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二乃至第三十七條、第三十九條乃至第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條乃至第五十八條、第六十條、第六十二條（第一項第四號ヲ除ク）、第六十三條第一項、第六十三條ノ二乃至第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十四條、第七十四條ノ二第一項、第九十三條ノ二及第四百四條ノ規定ハ生絲共同施設組合ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間トアルハ二週間トシ同法第八十四條中二百圓トアルハ三百圓トシ非訟事件手續法第二百二十條第二項中定款トアルハ定款及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面トシ産業組合法中主務大臣、地方長官又ハ監督官廳トアルハ行政官廳トシ同法第二十九條ノ二第一號中各組員ノ氏名、住所トアルハ各組員ノ氏名又ハ名稱及住所並ニ其ノ製絲工場ノ名稱、所在地及繰絲機ノ簽數トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登録稅法第十九條第七號中「産業組合中央會」ノ下ニ「生絲共同施設組合」ヲ「産業組合法」ノ下ニ「製絲業法」ヲ加フ

日本勸業銀行法第十五條第三項及第三十二條第一項第三號、農工銀行法第七條ノ五及第二十三條第三號並ニ



北海道拓殖銀行法第八條第四項中「産業組合」ノ下ニ「生絲共同施設組合」ヲ加フ

### 附錄ノ三 農村負債整理組合法

#### 第一章 總 則

第一條 本法ハ農山漁村ニ居住スル者ノ經濟更生ヲ圖ル爲隣保共助ノ精神ニ則リ其ノ者ヲシテ負債整理組合ヲ組織セシメ組合ノ樹立シタル負債償還計畫及計經濟更生計畫ヲ履行セシメ以テ其ノ負債ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ負債トハ負債整理組合ノ組合員ノ負擔スル私法上ノ金錢債務ニシテ組合設立前ニ生シタルモノヲ謂フ但シ本法施行後ニ生シタルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルモノニ限ル

第三條 負債整理組合ノ組合員本法ニ依リ負債整理ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ負債整理組合ニ對シ其ノ旨ヲ申出ツヘシ

負債整理組合前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員及債權者間ニ於ケル負債ノ金額、利率、償還期限、償還方法其ノ他ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ニ付斡旋ヲ爲スヘシ

第四條 前條ノ斡旋ニ依リ協定成ラサル負債ニ付テハ負債整理組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村負債整理委員會ニ對シ其ノ協定ノ斡旋ヲ請求スルコトヲ得

市町村負債整理委員會ノ組織、權限其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 前條ノ市町村負債整理委員會ノ斡旋ニ依リ協定成ラサルトキ又ハ負債整理組合ノ事務所ノ所在地タル市町村ニ市町村負債整理委員會ナキ爲其ノ斡旋ニ依ルコト能ハサルトキハ債權者タル組合員又ハ債權者ハ金錢債務臨時調停法第二條第一項ノ期日ニ關スル制限ノ規定ニ拘ラス同法ニ依リ調停ノ申立ヲ爲スコト

ヲ得

第六條 第三條第一項ノ規定ニ依リ負債整理ノ申出アリタル負債ニ付金錢債務臨時調停法ニ依リ調停事件繫屬スルトキハ裁判所又ハ調停委員會ハ第三條第二項又ハ第四條ノ規定ニ依リ斡旋ノ終了ニ至ル迄其ノ調停手續ヲ中止スルコトヲ得

第七條 負債整理組合ヨリ負債整理資金ノ貸付ヲ受ケタル組合員ガ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル負債整理組合ノ不動産其他ノモノノ取得ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

第八條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケ第十一條ノ事業ヲ行フモノハ本章ノ適用ニ關シテハ之ヲ負債整理組合ト看做ス但シ第二條中組合設立前トアルハ行政官廳ノ認可前トス

前項ノ法人ガ第十一條ノ事業ノ認可ヲ申請スルコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ三年間トス

第九條 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノトス

#### 第二章 負債整理組合

第十條 負債整理組合ハ組合員ノ經濟更生ヲ圖ル爲隣保共助ノ精神ニ則リ組合員ヲシテ其ノ負債ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的トス

第十一條 負債整理組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 組合員ノ負債償還計畫及經濟更生計畫ノ樹立
- 二 債權者タル組合員及債權者間ニ於ケル負債ノ金額、利率、償還期限、償還方法其ノ他ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋

三 組合員ニ對スル負債整理資金ノ貸付

四 前各號ニ掲グルモノノ外組合員ノ負債整理ニ必要ナル事



業負債整理組合ハ組合員カ負債整理ノ爲其ノ所有地ヲ處分スル場合ニ於テ組合員タル小作人其他ノ者カ其ノ土地ヲ購入セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

第十二條 負債整理組合ハ法人トス

第十三條 負債整理組合ハ一定ノ地域内ニ居住スル者ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ地區ハ部落其ノ他之ニ準スル區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ町村ノ區域ニ依ルコトヲ得

第十四條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證責任ノ二種トス

無限責任ノ組合ニアリテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ連

帶責任ノ責任ヲ負擔シ保證責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於

テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

第十五條 負債整理組合ヲ設立セントスルトキハ設立者ハ規約ヲ作成シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ設

立ノ認可ヲ申請スヘシ規約ニハ本法ニ規定アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事項ヲ記載シ設立者之ニ署名又

ハ記名捺印スルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 組織

四 地區

五 事務所ノ所在地

六 組合員ノ加入脱退ニ關スル規定

七 事業ノ執行ニ關スル規定

八 役員ニ關スル規定

九 損失分擔ニ關スル規定

十 組合カ公告ヲ爲ス方法

十一 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

十二 無限責任ノ組合ニ在リテハ組合費ノ分擔ニ關スル規定

十三 保證責任ノ組合ニ在リテハ出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法並ニ保證金額ニ關スル規定

第十六條 前條第一項ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ三年間トス

第十七條 負債整理組合ハ其ノ設立ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲

スヘシ

登記スヘキ事項次ノ如シ

一 第十五條第二項第一號乃至第五號及第十一號ニ掲ケタル事項

二 設立認可ノ年月日

三 理事及監事ノ氏名及住所

四 保證責任ノ組合ニ在リテハ出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ力法

前項ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スベシ

第十八條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十九條 負債整理組合カ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ

第二十條 負債整理組合ノ設立登記ノ申請書ニハ無限責任ノ組合ニ在リテハ産業組合法第十六條ノ五第一項

第三號ニ掲グル事項ヲ保證責任ノ組合ニ在リテハ同條同項第一號、第二號及は四號ニ掲グル事項ヲ記載シ

タル組合原簿ヲ添付スヘシ

組合員ノ加入ニ因ル變更登記ノ申請書ニハ無限責任ノ組合ニ在リテハ加入者ノ氏名及住所ヲ、保證責任ノ



組合ニ在リテハ加入者ノ氏名住所及保證金額ヲ記載シタル組合原簿ヲ添附スヘシ  
第十七條第三項及第十八條並ニ産業組合法第十六條ノ四第一項及第十六條ノ五第二項ノ規定ハ組合原簿ニ  
之ヲ準用ス但シ同法第十六條ノ四第一項中地方長官トアルハ事務所所在地ノ登記所トス

第二十一條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立  
金ヲ醸出セシムルコトヲ得

前項ノ積立金ノ管理、處分其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意  
アルニ非サレハ脱退スルコトヲ得ス

脱退シタル組合員ハ脱退前ニ生シタル組合ノ債務ニ付第十四條第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第二十三條 負債整理組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生シタル組合ノ債務ニ付テモ亦第十四條第二  
項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第二十四條 産業組合法第三條、第四條、第六條、第七條、第二十三條、第二十五條乃至第三十一條ノ二、  
第三十二條乃至第三十八條、第三十九條、第四十九條、第六十條第一項(清算ニ關スル規定ヲ除ク)、第六  
十條ノ二、第六十一條(清算ニ關スル規定ヲ除ク)、第六十二條、第六十五條、第六十八條、第六十九條、  
第七十四條ノ二第一項及第九十三條ノ二、民法第四十七條、第四十八條、第七十三條乃至第八十二條及第  
八十四條第一號並ニ非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第一百七條、第百  
十九條乃至第二百二十二條、第三百三十六條乃至第三百三十八條、第四百四十二條、第四百四十三條、第百  
乃至第五百七十七條、第七百七十五條乃至第七百七十七條及第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ負債整理組合ニ  
之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三條ノ二中三百圓トアルハ二百圓トシ民法第四十八條及第七十七條中一  
週間トアルハ二週間トス

産業組合法第十一條、第十二條、第十七條第一項、第十八條乃至第二十一條、第四十條乃至第四十二條、  
第四十五條、第四十八條、第五十三條、第五十六條及第五十七條ノ規定ハ保證責任ノ負債整理組合ニ之ヲ  
準用ス

第二十五條 負債整理組合ノ理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ組合ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付ヲ  
爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ組合財産ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ハ之ヲ適用セズ

第三章 負債整理事業資金特別融通及損失補償

第二十六條 市町村ハ負債整理事業ヲ助成スル爲必要アリト認ムルトキハ負債整理組合又ハ第八條ノ規定ニ  
依リ負債整理事業ヲ行フ法人ニ對シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 市町村ガ前條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ五年間トシ其ノ  
融通ノ期限ハ本法施行ノ日ヨリ二十年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十八條 北海道府縣ハ第二十六條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スニ因リ市町村ガ損失ヲ受ケタルトキ之ニ  
對シ其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以内ノ金額(損失補償金)ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第二十九條 政府ハ前條ノ損失補償ノ契約ニ基キ北海道府縣ガ損失補償ヲ爲シタルトキ之ニ對シ其ノ損失補  
償金ノ半額ニ相當スル金額ヲ補給スルノ契約ヲ爲スコトヲ得但シ補給金ノ總額ハ三千萬圓ヲ超ユルコトヲ  
得ズ

第三十條 第二十八條ノ規定ニ依リ北海道府縣ガ市町村ニ對シテ爲ス損失補償ノ契約ニ於テハ北海道府縣ノ  
損失補償金中其ノ四分ノ一ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ於テ負擔スベキ旨ヲ定ムベシ但シ特別ノ事由ア  
ルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ金額ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲スコトヲ得



第三十一條 第二十六條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲シタルニ因リ市町村ノ受ケタル損失及其ノ額ハ負債整理事業資金特別融通損失審査會之ヲ決定ス

負債整理事業資金特別融通損失審査會ノ組織及權限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 第二九條ノ契約ニ基キ政府ガ北海道府縣ニ對シ支拂フベキ補給金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第三十三條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第三十四條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登録稅法第十九條但書中「第十四號」ヲ「第十四號乃至第十六號」ニ改メ同條第八號中「自作農ノ創設維持」ノ下ニ「又ハ負債整理」ヲ加ヘ「又ハ産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業行フ法人」ニ改メ同條ニ左ノ二號ヲ加フ

十五 市町村、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ガ負債整理事業資金貸付ノ爲ニスル低當權ノ取得ノ登記

十六 市町村、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ヨリ負債整理事業資金ノ貸付ヲ受ケタル者ガ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル市町村、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ所有權ノ取得ノ登記

### 附錄ノ四 農業動産信用法

#### 第一章 總 則

第一條 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜、又ハ蠶蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ

水産動植物ノ採捕若ハ養殖又ハ薪炭生産ノ業務及之ニ附隨スル業務ハ本法ノ適要ニ關シテハ之ヲ農業ト看做ス

第二條 本法ニ於テ農業用動産トハ農業ノ經營ノ用ニ供スル動産ヲ謂フ

前項ノ農業用動産ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 本法ノ先取特權又ハ農業用動産ノ抵當權ヲ取得スルコトヲ得ル者ハ信用組合及勅令ヲ以テ定ムル法人ニ限ル

#### 第二章 農業經營資金貸付ノ先取特權

第四條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ農業ヲ爲ス者ニ對シ左ニ掲グル行爲ヲ爲スニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキハ其ノ債權ノ元本利息ニ付債務者ノ特定動産ノ上ニ先取特權ヲ有ス

一 農業用動産又ハ農業生産物ノ保存

二 農業用動産ノ購入

三 種苗又ハ肥料ノ購入

四 蠶種又ハ桑葉ノ購入

五 薪炭原木ノ購入

六 命令ヲ以テ定ムル水産養殖用ノ種苗又ハ餌料ノ購入

前項ノ法人ガ農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ其ノ農業用動産ヲ保存シ又ハ購入スル爲ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同ジ

第五條 農業用動産保存資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ保存シタル農業用動産ノ上ニ存在ス



農業生産物保存資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ保存シタル農業生産物ノ上ハ存在ス  
前二項ノ先取特權ハ農業用動産又ハ農業生産物ニ關スル權利ヲ保存、追認又ハ實行セシムル爲ニ必要ナル  
資金ノ貸付ニ付テモ亦存在ス

第六條 農業用動産購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル農業用動産ノ上ニ存  
在ス

第七條 種苗又ハ肥料ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル種苗又ハ肥料ヲ用  
ヒタル後一年内ニ之ヲ用ヒタル土地ヨリ生ジタル果實ノ上ニ存在ス尙桑樹ノ肥料購入資金貸付ノ先取特權  
ニ在リテハ其ノ果實タル桑葉ヨリ生ジタル物ノ上ニモ亦存在ス

第八條 蠶種又ハ桑葉購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル蠶種又ハ桑葉ヨリ生  
ジタル物ノ上ニ存在ス

第九條 薪炭原木購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル薪炭原木ヨリ生産シタル  
薪炭ノ上ニ存在ス

第十條 水産養殖用種苗購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル種苗ヲ養殖シタル  
物ノ上ニ存在ス

水産養殖用餌料購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル餌料ヲ用ヒテ養殖シタル  
物ノ上ニ存在ス

第十一條 先取特權ノ優先權ノ順位ニ付テハ業農用動産又ハ農業生産物ノ保存資金貸付ノ先取特權ハ動産保  
存ノ先取特權ト、農業用動産又ハ薪炭原木ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ動産買入ノ先取特權ト、種苗若ハ  
肥料、蠶種若ハ桑葉又ハ水産養殖用ノ種苗若ハ餌料購入資金貸付ノ先取特權ハ種苗肥料供給ノ先取特權ト  
看做ス

### 第三章 農業用動産ノ抵當權

第十二條 農業用動産ハ農業ヲ爲ス者又ハ農事實行組合、養蠶實行組合其他勅令ヲ以テ定ムル法人カ信用組  
合又ハ勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シテ負擔スル債務ヲ担保スル場合ニ限り之ヲ目的トシテ抵當權ヲ設定ス  
ルコトヲ得

農業用動産ノ抵當權ニハ本法其ノ他ノ法令ニ別段ノ定アルモノノ外不動産ノ抵當權ニ關スル規定ヲ準用ス  
但シ民法第三百七十八條乃至第三百八十七條ノ規定ハ此限ニ在ラス

第十三條 農業用動産ノ抵當權ノ得喪及變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スル  
コトヲ得ス

前項ノ規定ハ登記ノ後ト雖モ民法第九十二條乃至第九十四條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第一項ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム

第十四條 抵當權ノ目的タル農業用動産ノ所有者カ之ヲ讓渡セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ讓  
受人ニ對シテ抵當權ノ存在スル旨告知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動産ヲ他ノ財務ノ擔保ニ供セントスルトキニ之ヲ準用ス

第十五條 抵當權ノ目的タル農業用動産ノ所有者ガ之ヲ讓渡シ又ハ他ノ債務ノ擔保ニ供シタル場合ニ於テハ  
遲滞ナク前條ノ告知ナシタル旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

抵當權ノ目的タル農業用動産ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ抵  
當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第十六條 先取特權ト農業用動産ノ抵當權ト競合スル場合ニ於テハ抵當權者ハ民法三百三十條ニ掲クル第一  
順位ノ先取特權ト同一ノ權利ヲ有ス

第十七條 農業用動産ノ抵當權ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



第四章 罰 則

第十八條 抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ抵當權ノ目的タル農業用動産ヲ損傷シ又隠匿シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ所有者意思ニ反シテ損傷シタル者ニ付テハ刑法ニ依ル  
第十九條 抵當權ノ目的タル農業用動産ノ所有者抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ該動産關シ讓渡、質入其ノ他抵當權ヲ侵害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ動産所有者ノ代表者又ハ代理人本人ノ爲ニ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同ジ  
第二十條 前二條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登録稅法第三條ノ六ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三條ノ七 農業用動産ノ抵當權ニス關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ

一 抵當權ノ取得

千分ノ二

但シ稅額金二十錢未滿ナルトキハ二十錢トス

二 抹消シタル登記ノ回復

金 十 錢

三 假 登 記

金 十 錢

四 附 記 登 記

金 五 錢

但シ一件ニ付稅額金一圓ヲ超ユルトキハ一圓トス

五 登記ノ更生、變更又ハ抹消

金 十 錢

但一件ニ付稅額金一圓ヲ超ユルトキハ一圓トス

昭和八年七月十日印刷  
昭和八年七月十一日發行

非賣品

名古屋市南區中山町二丁目九番地  
編輯兼發行人 松 浦 靜

名古屋市東區船附町二丁目三十六番地  
印 刷 人 山 田 梅 三 郎

名古屋市東區船附町二丁目三十六番地  
印 刷 所 山 梅 印 刷 所  
電話東〇六九三四番

發行所 愛知縣商業學校



